

国土強靱化に資する 民間の取組促進

施策集

内閣官房 国土強靱化推進室

平成28年5月

本施策集について

○本施策集は、民間主体による強靱化の取組の促進を図るため、国の各府省庁において実施される民間の取組促進施策について、施策分野やニーズごとに整理したものです。掲載されている施策を用いて実際に強靱化の取組を進めて頂くほか、施策を用いた取組手段を知る材料としても、お使いになれます。

○本施策集は、国の「国土強靱化基本計画」における12の施策分野順に掲載されています。さらに、取組を行う民間のニーズ、所管の府省庁名、施策の内容を目次に記載しています。

【目次の構成】

12の施策分野			
目次			
1)行政機能／警察・消防等 (行政や警察・消防の活動に密接につながる民間の活動に対する支援)			
危険物の二次災害を予防したい▶▶▶			
危険物施設の震災等対策ガイドライン	総務省	情報提供	P1
非常災害時における危険物の貯蔵・運搬	総務省	情報提供	
2)住宅・都市 (住宅・建物の強化や、社会的影響の大きい民間施設等に対する支援)			
住宅や建築物を耐震化したい▶▶▶			
住宅・建築物の耐震化の促進	国土交通省	補助金等	P3,5
老朽化マンションの建替え等の促進	国土交通省	補助金等	P6

取組を行う民間のニーズ

施策名

所管の府省庁名

施策の内容

※強靱化の施策分野は12種類ありますが、本施策集における各府省庁の施策には、3)保健医療・福祉、5)金融、10)国土保全、11)環境、12)土地利用・国土利用については該当する施策はありません。

※なお、P59以降で参考として都道府県が行っている施策を紹介しており、3)保健医療・福祉、5)金融、10)国土保全、12)土地利用・国土利用の各分野についても該当する施策が掲載されています。

○本施策集では、施策の内容を下記にて分類しています。

本施策集での表記	意味	備考
情報提供	民間で行う強靱化対策について、ガイドラインや「手引き」等の情報提供を行うものです。	
補助金等	民間で行う強靱化対策に係る費用について、一定額を補助するものです。	条件によって補助額が異なる場合があります。
税制優遇	強靱化対策を行った民間主体に対して、固定資産税や事業税等を減免するものです。	
規制緩和	地域の強靱化に資する民間主体に対し、法律上の規制を特例として緩和するものです。	
技能提供・人材派遣	強靱化に取り組むため、特別な技能を持った人材を派遣する等の支援を行います。	
格付け・表彰	地域の強靱化に資する、一定の要件を満たした民間主体に対して、格付けや表彰を行うものです。	左記の格付けを持つ主体への特典等がある場合もあります。

○本施策には、制度の趣旨や目的、内容の概略を記載しています。問い合わせ先や参考 URL も記載していますので、詳しく知りたい方はそちらにご連絡ください。

行政機能／警察・消防													住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用									
危険物の二次災害を予防したい																																
No. 1													総務省			情報提供			(開始年度) 平成26年度													
施策名													支援の名称										危険物施設の震災等対策ガイドライン									
制度の趣旨・背景													制度の趣旨・背景										東日本大震災の実態を踏まえ、危険物施設における震災等対策（事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を適切かつ容易にします。									
制度の内容													制度の内容										危険物施設の事業者が自らの事業所において実施する震災等対策への取り組みを支援することを目的として、東日本大震災をはじめとする過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえ、危険物施設の震災等対策のポイントや留意点を本ガイドラインにとりまとめました。 近年、危険物施設における火災・流出事故が増加傾向にあり、最近においても深刻な人的被害を生じる事故が頻発するなど大きな問題となっています。このような状況を踏まえ、危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物事故防止アクションプラン等を踏まえた事故防止対策を推進し、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行います。 ■ガイドラインの構成 ガイドラインの使い方 製造所 編 屋内・屋外貯蔵所 編 屋外タンク貯蔵所 編 移動タンク貯蔵所 編 給油取扱所 編 一般取扱所 編 参考資料 1～6 ■主な内容 ・東日本大震災の被害と課題 ・事前対策 ・施設の使用再開に向けた対応									
制度の対象となる方													対象となる方										危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）を扱っている民間事業者									
問い合わせ先 参考 URL													問い合わせ先など										総務省 消防庁 予防課 危険物保安室 TEL：03-5253-7524（内線 42-631） ■関連 URL ・危険物施設の震災等対策ガイドライン http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kenbutsu/guideline.html									

○巻末には、府省庁名や支援内容、対象となる方ごとに施策を整理した索引を設けています。

○本施策の利用にあたり、以下の点にご注意ください。

- ・本施策集の内容は、平成28年4月現在の調査結果であり、今後、変更される場合があります。
- ・本施策集は、民間主体の強靱化を促進する全ての取組を網羅していません。

目次

1)行政機能／警察・消防等（行政や警察・消防の活動に密接につながる民間の活動に対する支援）

危険物の二次災害を予防したい▶▶▶

危険物施設の震災等対策ガイドライン	総務省	情報提供	P1
非常災害時における危険物の貯蔵・運搬	総務省	情報提供	P2

2)住宅・都市（住宅・建物の強化や、社会的影響の大きい民間施設等の強靱化等に対する支援）

住宅や建築物を耐震化したい▶▶▶

住宅・建築物の耐震化の促進	国土交通省	補助金等	P3,4
老朽化マンションの建替え等の促進	国土交通省	補助金等	P6

密集市街地の防災性を高めたい▶▶▶

密集市街地の改善に向けた対策の推進	国土交通省	補助金等 税制優遇	P7
-------------------	-------	--------------	----

人が集まる施設の安全を確保したい▶▶▶

主要駅周辺等における帰宅困難者対策	国土交通省	補助金等	P9
地下街の防災対策の推進	国土交通省	補助金等	P10

都市の防災機能の強化に貢献したい▶▶▶

防災性に優れた業務継続地区の構築	国土交通省	補助金等	P11
サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援	国土交通省	補助金等	P13
帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進	国土交通省	補助金等	P15
都市再生安全確保計画の作成に係る必要な基礎データの収集・分析等の支援	内閣府	補助金等	P17
避難スペースの面積が一定以上の公共建築物等の改修に対する支援	国土交通省	補助金等	P19

4) エネルギー (燃料の運搬、エネルギー供給の維持を行う活動等に対する支援)

石油製品の供給事業者に対する支援▶▶

災害時に地域の石油製品供給を維持するため、災害対応型SSを整備	経済産業省	補助金等	P21
石油製品流通網維持強化事業	経済産業省	補助金等	P23

バックアップのための燃料を確保したい▶▶▶

災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進	経済産業省	補助金等	P25
----------------------------------	-------	------	-----

新たなエネルギー源を確保したい▶▶▶

新たな木材需要創出総合プロジェクト事業のうち地域材利用促進のうち木質バイオマスの利用拡大	農林水産省	補助金等	P27
農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業	農林水産省	補助金等	P28
農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	農林水産省	補助金等	P29

6) 情報通信 (情報通信ネットワークの維持やデータ管理を強化すること等に対する支援)

安心できるデータセンター配置をしたい▶▶▶

データセンター地域分散化促進税制	総務省 内閣府	税制優遇	P30
------------------	------------	------	-----

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい▶▶▶

災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進	総務省	補助金等 税制優遇	P32 P34
難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進	総務省	補助金等	P36

7) 産業構造 (産業構造全般にかかる強靱化に資する取組に対する支援)

本社等の重要拠点を移転・分散させたい▶▶▶

地方拠点強化税制	内閣府 経済産業省 厚生労働省	税制優遇	P38
----------	-----------------------	------	-----

8)交通・物流（円滑な人流・物流を維持する施設を強靱化することに対する支援）

港湾の津波対策を行いたい▶▶▶

港湾における津波避難対策の実施	国土交通省	補助金等	P42
津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	国土交通省 内閣府	税制優遇	P43

災害時に重要な道路を守りたい▶▶▶

防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	国土交通省 内閣府 総務省 経済産業省	税制優遇	P44
----------------------------	------------------------------	------	-----

コンビナートに対策を行いたい▶▶▶

非常災害時におけるエネルギー物資の海上輸送機能確保	国土交通省 内閣府	税制優遇	P45
---------------------------	--------------	------	-----

鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい▶▶▶

鉄道施設の耐震対策	国土交通省	補助金等 税制優遇	P46
鉄道の老朽化対策	国土交通省	補助金等	P47
地下駅を有する鉄道の浸水対策	国土交通省	補助金等	P48

9)農林水産（国土強靱化に資する農林水産業を維持することに対する支援）

食品の供給を止めないようにしたい▶▶▶

食品サプライチェーン強靱化総合対策事業	農林水産省	補助金等 情報提供	P49
---------------------	-------	--------------	-----

農業基盤を守りたい▶▶▶

官民連携新技術研究開発事業	農林水産省	補助金等	P50
多面的機能支払交付金	農林水産省	補助金等	P52
土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化	農林水産省	情報提供	P54

山を守るための林業を活性化させたい▶▶▶

「次世代林業基盤づくり交付金」のうち森林・林業再生基盤づくり交付金（木材加工流通施設整備）	農林水産省	補助金等	P55
新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及	農林水産省	補助金等	P56

<参考> 都道府県における代表的な民間支援施策

1) 行政機能／警察・消防等（行政や警察・消防の活動に密接につながる民間の活動に対する支援）				
地域の防災力向上に役立ちたい▶▶▶				
地域連携・企業防災推進モデル事業補助金	徳島県	補助金	P57	
4県連携自主防災組織交流大会の開催	徳島県	その他	P58	
2) 住宅・都市（住宅・建物の強化や、社会的影響の大きい民間施設等の強靱化等に対する支援）				
空き家を活用してまちづくりに貢献したい▶▶▶				
福島県空き家・ふるさと復興支援事業	福島県	補助金	P59	
3) 保健医療・福祉（要配慮者の防災力強化に民間が関わるための支援）				
要配慮者施設の安全性を高めたい▶▶▶				
高齢者福祉施設等防災減災促進事業	徳島県	補助金	P60	
4) エネルギー（燃料の運搬、エネルギー供給の維持を行う活動等に対する支援）				
再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい▶▶▶				
かながわソーラーバンクシステム	神奈川県	情報提供	P61	
再生可能エネルギー導入アドバイザー派遣事業	奈良県	技能提供・人材派遣	P62	
5) 金融				
地元経済を担う中小企業の事業活動の促進と安定を図りたい▶▶▶				
創業・成長産業推進金融対策事業	青森県	補助金	P63	
地元金融機関として地域の事業継続性を高めたい▶▶▶				
連携型BCPに向けた京都府と地元4金融機関との意見交換会の開催	京都府	情報提供	P64	

6) 情報通信 (情報通信ネットワークの維持やデータ管理を強化すること等に対する支援)

データセンターやコールセンターを分散・増設したい▶▶▶

企業立地促進費補助金	北海道	補助金	P65
------------	-----	-----	-----

地域の情報通信ネットワークづくりに貢献したい▶▶▶

地域づくり総合交付金 (地域情報化推進事業)	北海道	補助金	P66
---------------------------	-----	-----	-----

7) 産業構造 (産業構造全般にかかる強靱化に資する取組に対する支援)

本社等の重要拠点を移転・分散させたい▶▶▶

本社機能移転等の推進	山梨県	融資・税制 優遇	P67
------------	-----	-------------	-----

地元で貢献できる建設業を続けていきたい▶▶▶

建設業人材定着事業	三重県	融資・税制 優遇	P68
-----------	-----	-------------	-----

徳島県建設業BCP認定制度	徳島県	格付け・ 表彰	P69
---------------	-----	------------	-----

愛媛県建設業BCP等審査	愛媛県	格付け・ 表彰	P70
--------------	-----	------------	-----

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい▶▶▶

京都BCPの推進、京都BCP行動指針の策定	京都府	情報提供	P71
-----------------------	-----	------	-----

8) 交通・物流 (円滑な人流・物流を維持する施設を強靱化することに対する支援)

地域の物流を守り続けられる拠点を設けたい▶▶▶

企業立地促進費補助金【再掲】	北海道	補助金	P72
----------------	-----	-----	-----

9) 農林水産 (国土強靱化に資する農林水産業を維持することに対する支援)

地域で自立した食料供給に貢献したい▶▶▶

直売所(京野菜ランド)強化・支援事業	京都府	補助金	P73
--------------------	-----	-----	-----

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい▶▶▶

徳島県農業版業務継続計画(農業版BCP)の公表	徳島県	情報提供	P74
-------------------------	-----	------	-----

10) 国土保全 (山林、河川等と共生していくために民間が取組むための支援)

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい▶▶▶

火山防災教育の推進及び登山者の安全確保対策	岐阜県	情報提供	P75
土砂災害地域防災マップづくり	奈良県	技能提供 ・人材派遣	P76
津波避難計画(マップ)づくりワークショップの開催	島根県	技能提供 ・人材派遣	P77

12) 土地利用・国土利用 (地域の安全性を高める土地・国土利用に民間が取組むための支援)

集落が孤立した時の避難方法を確保したい▶▶▶

孤立可能性集落における里道を使った避難訓練	徳島県	その他	P78
-----------------------	-----	-----	-----

府省庁による民間の取組促進施策

危険物の二次災害を予防したい

No. 1

総務省

情報提供

(開始年度) 平成26 年度

支援の名称

危険物施設の震災等対策ガイドライン

制度の
趣旨・背景

東日本大震災の実態を踏まえ、危険物施設における震災等対策（事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を適切かつ容易にします。

制度の
内容

危険物施設の事業者が自らの事業所において実施する震災等対策への取り組みを支援することを目的として、東日本大震災をはじめとする過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえ、危険物施設の震災等対策のポイントや留意点を本ガイドラインにとりまとめました。

近年、危険物施設における火災・流出事故が増加傾向にあり、最近においても深刻な人的被害を生じる事故が続発するなど大きな問題となっています。このような状況を踏まえ、危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物事故防止アクションプラン等を踏まえた事故防止対策を推進し、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行います。

■ガイドラインの構成

ガイドラインの使い方

製造所 編

屋内・屋外貯蔵所 編

屋外タンク貯蔵所 編

移動タンク貯蔵所 編

給油取扱所 編

一般取扱所 編

参考資料 1～6

■主な内容

- ・東日本大震災の被害と課題
- ・事前対策
- ・施設の使用再開に向けた対応

対象と
なる方

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）を扱っている民間事業者

問い合わせ
先など

総務省 消防庁 予防課 危険物保安室

TEL：03-5253-7524（内線 42-631）

■関連 URL

- ・危険物施設の震災等対策ガイドライン

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kenenbutsu/guideline.html>

危険物の二次災害を予防したい

No.2

総務省

情報提供

(開始年度) 平成 25 年度

支援の名称	非常災害時における危険物の貯蔵・運搬 (危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策 及び手続きに係るガイドライン)
制度の 趣旨・背景	東日本大震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱い等の実態を調査するとともに、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について検討を行い、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドラインを策定し、消防本部等に周知しました。
制度の 内容	製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われることを目的に、本ガイドラインをとりまとめました。 ■主な内容 - 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策 - 共通対策 - 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策 - 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きに関する留意事項 - 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い - 危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない臨時的な危険物の貯蔵・取扱い - 事前の対応 - 発災後の対応 - その他 - 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いについて - 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の減免措置等について
対象と なる方	危険物を取り扱う事業者
問い合わせ 先など	総務省 消防庁 予防課 危険物保安室 TEL : 03-5253-7524 (内線 42-631) ■関連 URL 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251003_sai364_ki171.pdf

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

住宅や建築物を耐震化したい

No.3	国土交通省	補助金等	(開始年度)平成25年度
------	-------	------	--------------

支援の名称	住宅・建築物の耐震化の促進 (耐震対策緊急促進事業)
制度の 趣旨・背景	建築物等の耐震化を推進するため、改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物の耐震診断・改修等を行う民間事業者等に対し、通常の交付金による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する制度です。
制度の 内容	■補助率（地方公共団体が補助制度を整備している場合の原則型） ○耐震診断等：国1/2（地方1/3～） - 平成30年度までの措置。ただし、不特定多数利用大規模建築物（ホテル・旅館、デパート等）等の耐震診断については、平成27年度末までの措置。 ○耐震改修等：国1/3、2/5※（地方11.5%～、1/3※～）※防災拠点等 - 平成30年度末までに補強設計に着手したものに限る。 - 通常の交付金による国費分を含む助成率 - 上記の他、交付金を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援 ■補助対象限度額 ○耐震診断 - 延床面積 1,500㎡から 2,000㎡の①幼稚園・保育所、②幼稚園・保育所を含む複合用途の建築物の場合： 延床面積×1,540円/㎡+52万円 - 上記以外の建築物の場合： 延床面積×1,030円/㎡+154万円 ※ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、154万円を限度として加算することが出来ます。 ○耐震改修等 - 建築物：延べ床面積×50,300円/㎡ - マンション：延べ床面積×49,300円/㎡
対象と なる方	改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物の所有者である民間事業者等で、耐震診断・改修等を行う者
問い合わせ 先など	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8111（内線 39-677） ■関連 URL 建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要（平成25年11月施行） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

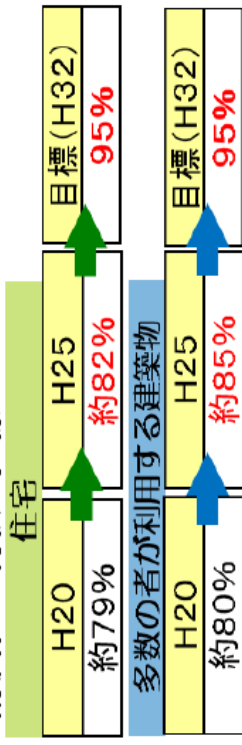
住宅や建築物を耐震化したい

No.4	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成 17 年度
------	-------	------	-----------------

支援の名称	住宅・建築物の耐震化の促進 (住宅・建築物安全ストック形成事業)
制度の 趣旨・背景	住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する事業について、地方公共団体に対し、国が必要な助成を行う制度です。
制度の 内容	■ 交付率（地方公共団体が補助制度を整備している場合） ○ 耐震診断等：国 1 / 3（地方 1 / 3） ○ 耐震改修等：国 1 1. 5 %、1 / 3 ※（地方 1 1. 5 %、1 / 3 ※） ※緊急輸送道路沿道等 ■ 交付対象限度額（耐震診断、戸建住宅の耐震改修は交付限度額） ○ 耐震診断 一戸建て住宅の簡易診断 30,900 円 / 戸、詳細診断 134,000 円 / 戸 一戸建て住宅以外の住宅、建築物 - 延床面積 1,000 ㎡以下の場合、延床面積 × 2,060 円 / ㎡ - 延床面積 1,000 ㎡から 2,000 ㎡以下の場合、延床面積 × 1,540 円 / ㎡ + 52 万円 - 延床面積 2,000 ㎡超の場合、延床面積 × 1,030 円 / ㎡ + 154 万円 ○ 耐震改修 戸建住宅 411,000 円 / 戸 マンション 延床面積 × 49,300 円 / ㎡ 戸建住宅、マンション以外の住宅 延床面積 × 33,500 円 / ㎡ 建築物 延床面積 × 50,300 円 / ㎡
対象と なる方	建築物の所有者である民間事業等で、耐震診断・改修等を行う者（地方公共団体からの補助）
問い合わせ 先など	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL : 03-5253-8111（内線 39-677） ■ 関連URL 建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要（平成 25 年 11 月施行） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html

＜旧耐震基準の建築物の耐震化＞

■耐震化の現状と目標



改正耐震改修促進法(公布:平成25年5月29日、施行:平成25年11月25日)

■建築物の耐震化の促進のための規制強化

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表
- 全ての建築物の所有者に対する耐震診断等の努力義務

■建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

- 耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例
- 耐震性に係る表示制度の創設
- 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

予算による支援措置

○住宅・建築物の耐震化を促進

- 天井のエレベーター・エスカレーターの地震時の安全対策に係る改修等に対する支援
- 超高層建築物等における長期地震動対策に係る制震改修等に対する支援

平成28年度予算
拡充内容

- 耐震診断義務付け対象となる建築物の耐震改修等に対する重点的・緊急的な支援措置の延長(3年間)
- 建築物の耐震改修等に係る補助対象単価の引上げ
- 耐震性の低い建物の除却に対する補助の拡充
- 住宅・建築物の耐震改修、天井・エレベーター等の安全対策等に係る補助率の時限措置の延長

＜天井・エレベーターの安全対策＞

■天井の脱落対策

- 建築基準法に基づく脱落対策のための基準の策定(平成26年4月1日施行)
- 天井の脱落対策のための改修の促進

■エレベーター・エスカレーターの安全対策

- 既設のエレベーターの地震時の安全性向上や既設のエスカレーターの脱落防止のための改修の促進

＜長期地震動対策＞

- 新築等の超高層建築物等について、想定される長周期地震動による検証を求める(対策案の意見募集中)
- 超高層建築物等の制震改修等の促進

＜地震以外の災害に対する建築物の安全対策＞

【大雪災害】○積雪荷重に対する構造基準の見直し

- 既存建築物の耐雪改修等の促進
- 土砂災害特別警戒区域の指定の促進
- 既存建築物の土砂災害対策改修等の促進

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

住宅や建築物を耐震化したい

No.5	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成26年度
------	-------	------	---------------

支援の名称	老朽化マンションの建替え等の促進 (改正マンション建替円滑化法の施行、 電話・対面による相談窓口の設置等)
制度の 趣旨・背景	耐震性不足のマンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度の創設や建替えの際の容積率制限の緩和制度の創設を内容とする改正マンション建替円滑化法を平成26年12月に施行するとともに、これと併せて、弁護士等による無料の相談体制を整備しました。
制度の 内容	■改正マンション建替円滑化法 ・マンション敷地売却制度の創設 区分所有者集会における4/5以上の賛成でマンションとその敷地の売却が可能です。 ・容積率の緩和特例 ■相談窓口の設置 ・「住まいるダイヤル」((公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)への電話相談 ・弁護士・建築士等専門家による無料の対面相談 ■耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン 耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却に関し、一般的と考えられる手順(基本プロセス)、事業手法を判断する考え方、合意形成の進め方、法律上の手続、支援制度の活用などに関する基本的な指針(主にマンションの建替えが行われる場合を想定)です。 ■優良建築物等整備事業(マンション建替タイプ) 市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地利用の高度化等に寄与するマンション建替え事業について、共用通行部分の整備等に対して助成します。(詳細は⇒「No.13」を参照)
対象と なる方	マンション建替え希望の管理組合、区分所有者、事業者
問い合わせ 先など	国土交通省 住宅局 市街地建築課 マンション政策室 TEL: 03-5253-8111 (内線 39-684) 住まいるダイヤル TEL: 0570-016-100 ■関連 URL ・耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン http://www.mlit.go.jp/common/001064249.pdf

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

密集市街地の防災性を高めたい

No.6	国土交通省	補助金等、税制優遇	(開始年度) 平成 7 年度
------	-------	-----------	----------------

支援の名称	密集市街地の改善に向けた対策の推進 (住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型) 等)
制度の 趣旨・背景	密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的にを行います。
制度の 内容	交付金 ■ 交付率 国 1 / 3 (地方 1 / 3) 等 ■ 対象となる取組 ○ 地区内の換算老朽住宅戸数が 50 戸以上(重点供給地域は 25 戸以上)で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上の地区(概ね 1ha 以上(重点供給地域は概ね 0.5ha 以上))で行う以下の事業 ・ 事業計画の作成、調査設計 ・ 建替えに伴う共同施設の整備 ・ 老朽建築物等の除却 ・ コミュニティ施設(集会所、子育て支援施設等)の整備 ・ 防災関連施設(備蓄倉庫、耐震性貯水槽)の整備 ・ 道路、公園、緑地、広場等の整備 ・ 延焼遮断帯形成事業(道路整備と一体となって建築物の不燃化を図る事業) ・ 従前居住者用の受け皿住宅の整備(民間の場合は賃貸住宅のみ) ○ 防災街区整備事業(密集市街地整備法にもとづく事業) 融資制度 住宅金融支援機のまちづくり融資(建設工事費、土地取得費の融資) など 税制 防災街区整備事業について、施行者、地権者、床取得者、地区外転出者等に対し、所得税、法人税、不動産取得税等の特例措置があります。 債務保証制度 公益社団法人全国市街地再開発協会において、計画準備段階及び建設段階の民間金融機関からの融資について債務保証を行っています。
対象と なる方	上記の取組みを行う民間事業者(地方公共団体からの補助)、地方公共団体
問い合わせ 先など	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL: 03-5253-8111 (内線 39-676)

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の概要

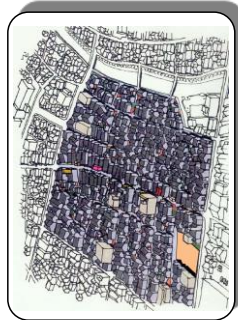
○密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
 - ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
 - ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区
- 【重点整備地区の要件】
- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
 - ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上（重点供給地域は25戸以上）
 - ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備
コミュニティ施設の整備
（集会所、子育て支援施設等）
（交付率：1/2、1/3）



老朽建築物等の除却・建替え

老朽建築物、空き家等の除却

買収費、除却工事費、通環境整備等
（交付率：1/2、1/3、2/5）

沿道建築物の不燃化

延焼遮断帯形成事業

一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等（交付率：1/3）

共同・協調化建替

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等
（交付率：1/3）

防災建替え・認定建替えにより個別の建替を助成（戸建住宅にも助成）

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等
（交付率：1/3）

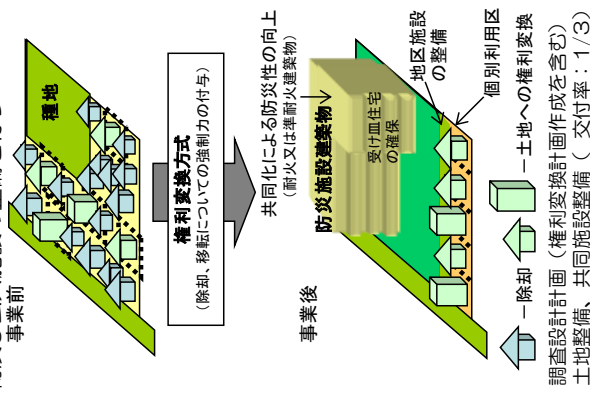
事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備
（交付率：通常事業に準ずる）

防災街区整備事業

建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う



受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2、2/3）



※下線部：H28当初予算 拡充項目

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

人が集まる施設の安全を確保したい

No.7	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成24年度
------	-------	------	---------------

支援の名称	主要駅周辺等における帰宅困難者対策 (都市安全確保促進事業)
制度の 趣旨・背景	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の 滞在者等の安全と都市機能の継続を図ります。
制度の 内容	計画作成及び計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対して国が支援します。 ■補助率 - 都市再生安全確保計画・エリア防災計画の作成 補助率：1/2 - 補助対象地域のうち【特に緊急性が高い地域（1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺の地域）】については、計画に定量的な目標値及び目標期限を記載するものに限り、補助率を2/3に嵩上げ（平成30年度末まで）等 - ソフト対策（避難訓練、情報伝達ルール、備蓄ルールの確立等） 補助率：1/2 - ハード対策（自治体又は官民協議会による備蓄倉庫、情報伝達施設、非常用発電設備の整備等） 補助率：1/3 ■対象事業 - コア事業 - 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画の作成 - 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に係るコーディネート活動 - 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に記載されたソフト事業 - 附帯事業 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画※に記載された退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備 ※都市再生安全確保計画 ：都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作成される大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画 エリア防災計画 ：1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺において、帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生安全確保計画に準じた計画
対象となる方	地方公共団体のほか、鉄道会社などの民間事業者、都市再生推進法人（計画素案の策定のみ対象）
問い合わせ 先など	国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL：03-5253-8111（内線 32-563） ■関連 URL 都市再生安全確保計画制度 http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000049.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

人が集まる施設の安全を確保したい

No.8	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成26年度
------	-------	------	---------------

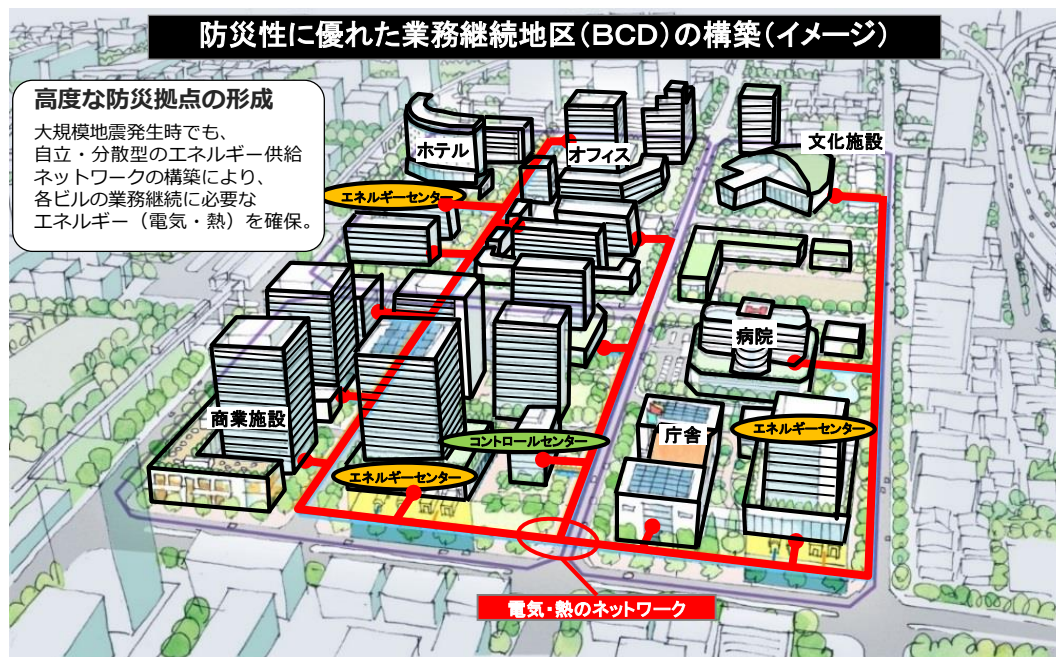
支援の名称	地下街の防災対策の推進 (地下街防災推進事業)
制度の 趣旨・背景	大規模地震発生時の避難者等の混乱状態、施設の老朽化への懸念より、地下街管理者が行う地下街の安全点検や、周辺の鉄道駅等との連携による地下街の防災対策のための計画の策定の支援を目的とします。
制度の 内容	地下街の防災対策に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援します。 「地下街の安心避難対策ガイドライン」を踏まえ地下街管理者が行う防災推進計画の策定を支援するとともに、当該計画に基づき地下街管理者が行う防災・安全対策の取組みを支援します。 ■補助率 1. 地下街防災推進計画策定費 補助率：1/3 地下街防災推進計画の策定及び付随する調査（安全点検、耐震診断、対策検討等）に要する費用が補助対象となります。 2. 地下街防災推進事業費 補助率：1/3 地下街防災推進計画に基づき実施される事業に要する費用が補助対象となります。 ○対象事業 ・通路（一般店舗等の専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く）、電気室、機械室等の施設の整備（地下街管理会社が所有又は管理する施設に限る） ・避難施設（非常用照明装置、避難誘導施設、緊急時情報提供設備等）の整備 ・防災施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、非常用発電設備等）の整備 ・利用者への避難啓発活動
対象と なる方	地方自治体のほか、地下鉄管理者などの間事業者
問い合わせ 先など	国土交通省 都市局 街路交通施設課 TEL：03-5253-8417（内線 32-844） ■関連 URL ・地下街の安心避難対策ガイドラインの策定について http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000024.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.9	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成27年度
------	-------	------	---------------

支援の名称	防災性に優れた業務継続地区の構築 (災害時業務継続地区整備緊急促進事業)
制度の 趣旨・背景	都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区において、エネルギーの自立化・多重化により災害時のエネルギー安定供給が確保される業務継続地区(BCD: Business Continuity District)の構築を推進します。
制度の 内容	■補助対象および補助率 1. 計画策定支援 補助対象: 業務継続地区整備にかかる計画の策定に要する経費 補助率: 1/2 2. コーディネート支援 補助対象: 業務継続地区整備に向けて関係者の合意形成を図るために必要な検討調査等に要する経費 補助率: 1/2 3. 施設整備事業支援 補助対象: 業務継続地区に必要な施設の整備(エネルギー供給施設、ネットワーク、マネジメントシステム及び関連施設の整備等) 補助率: 2/5 ■地域要件 1. 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域、又は、1日あたりの乗降客数が100万人以上の主要駅周辺にある地区であって、供給先に災害対策基本法に規定する指定公共機関(指定地方公共機関を含む)の施設、災害拠点病院、一時滞在施設のうち一以上を含む地区 2. 都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域内に存し、かつ、事業について都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素まちづくり計画に記載された地区内にあり、供給先に地方公共団体の本庁舎と、災害対策基本法に規定する指定公共機関(指定地方公共機関を含む)の施設、災害拠点病院のうち一以上を含む、災害発生時における対応の拠点となるべき地区
対象と なる方	1. 計画策定支援 地方公共団体、法律に規定する協議会 2. コーディネート支援 地方公共団体、都市再生機構、法律に規定する協議会、民間事業者等^{※1} 3. 施設整備事業支援 地方公共団体、都市再生機構、法律に規定する協議会、民間事業者等^{※2※3} ※1 民間事業者等の場合は間接補助のみとし、補助基本額は補助対象事業費の3分の2 ※2 民間事業者等への直接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23% ※3 民間事業者等への間接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%の3分の2
問い合わせ 先など	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL: 03-5253-8111 (内線 32-738) ■関連 URL ・災害時業務継続地区整備緊急促進事業 https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000045.html



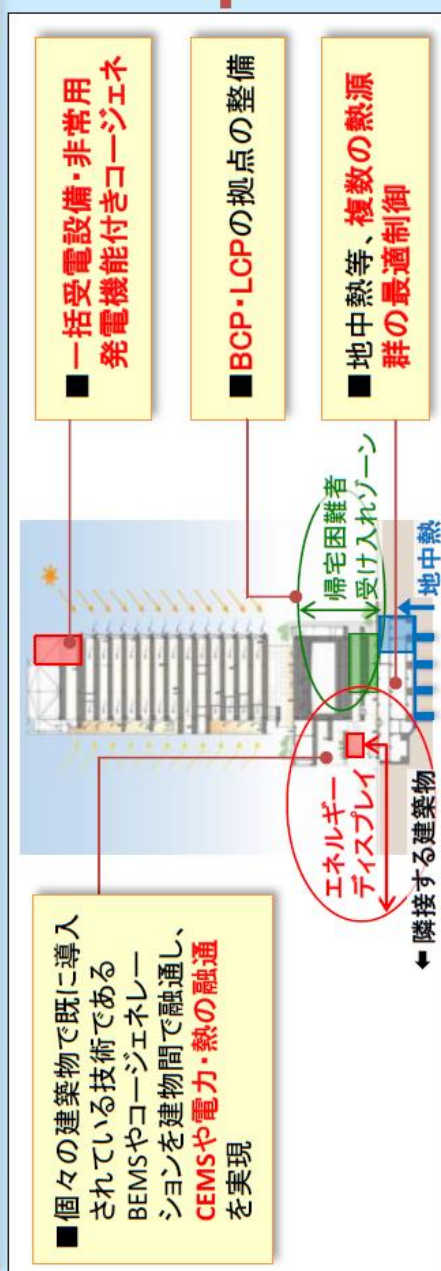
行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.10	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成27年度
-------	-------	------	---------------

支援の名称	サステナブルな社会の形成を目指す リーディング・プロジェクトへの支援 (サステナブル建築物等先導事業)
制度の 趣旨・背景	住宅・建築物の省エネ・省CO2、木造・木質化による低炭素化等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対し支援します。
制度の 内容	省エネ・省CO2、木造・木質化による低炭素化、健康・介護、災害時の継続性等に寄与する先導的な技術が導入される住宅・建築物プロジェクト等を募集し、学識経験者による評価委員会の評価を踏まえ、事業を採択します。 ■補助率 - 先導的な省エネ・省CO2 技術を導入する住宅・建築物プロジェクトに対する支援（省CO2 先導型） 補助率：1／2 (但し、新築のプロジェクトについては総事業費の5%又は10億円のうちいずれか少ない金額を上限) - 先導的な木造・木質化技術を導入する住宅・建築物プロジェクトに対する支援（木造先導型） 補助率：1／2 (但し、木造化に関する事業については補助対象となる部分の建設工事費全体の15%、内外装の木質化については補助対象となる部分の建設工事費全体の3.75%を上限)
対象と なる方	下記の取組みを行う民間事業者 ①省CO2 先導型：住宅・建築物の新築、既存の住宅・建築物の改修などにおいて、省CO2 の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定された事業を行う者 ②木造先導型：建築物における木造化・木質化の推進に向けたモデル性、先導性が高いプロジェクトとして選定された事業を行う者
問い合わせ 先など	国土交通省 住宅局 住宅生産課 TEL：03-5253-8111 (内線 39-429 (省CO2 先導型)、39-455 (木造先導型))

①省エネ・省CO2への支援 省CO2技術の効率的な利用により、省CO2性能を向上する



②木造・木質化への支援

再生産可能な循環資源である木材を大量に使用する建築物の整備によって低炭素社会の実現に貢献



3層構成型耐火集成材を主要構造部に用いた事務所

- 構造・防火面の先導的な設計・施工技術の導入
- 建築生産システムの先導性
- 法令上特段の措置を要する規模
- 多数の利用者又は設計・施工技術の公開等

③気候風土に応じた建築技術・工夫等による環境負荷の低い住宅への支援(拡充)

伝統的な住文化を継承しつつも、環境負荷の低減を図るモデル的取組

- 伝統的な木造建築技術の応用
- 省エネや長寿命化の工夫
- 現行基準では評価が難しい環境負荷低減対策等

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No. 1 1	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成26 年度
---------	-------	------	----------------

支援の名称	帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進 (災害時拠点強靱化緊急促進事業)
制度の 趣旨・背景	南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する制度です。
制度の 内容	■補助率 補助対象施設・設備の整備費用のうち、帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要な掛かり増し費用について、民間事業者の負担を求めず、国と地方公共団体が負担することとします。 ・民間事業者が整備主体の場合 国：2/3、地方公共団体：1/3 ・地方公共団体が整備主体の場合 国：1/2、地方公共団体：1/2 ■対象となる取組 1. 一時滞在施設の整備 主要な駅の周辺において、民間再開発ビル等を活用し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保を促進します。 ・対象施設：地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等 ・対象地域：政令市・特別区の主要駅や中核市・特例市・県庁所在市の中心駅の周辺 2. 災害拠点病院の整備 大量に発生する負傷者に対応するため、災害拠点病院の整備を促進します。 ・対象施設：都道府県が指定する災害拠点病院 ・対象地域：全国 ○1、2 の共通要件 ・耐震性を有すること（新築の場合は、耐震等級2相当） ・自家用分（通常時に施設利用する者の分）と帰宅困難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること等
対象と なる方	地方公共団体又は民間事業者等の一時滞在施設又は災害拠点、病院を整備する者
問い合わせ 先など	国土交通省 住宅局 市街地建築課 再開発係 TEL：03-5253-8111（内線 39-655） ■関連 URL ・災害時拠点強靱化緊急促進事業 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_00045.html

○帰宅困難者への対応

・民間再開発ビル等を活用して、行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設※の確保を促進

○負傷者への対応

・大量に発生する負傷者に対応するため、災害拠点病院の整備を促進

- ・帰宅困難者及び負傷者を受け入れるために付加的に必要なスペースや備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備に要する費用(掛かり増し費用)に対して支援
- ・補助率 国:2/3、地方:1/3(事業主体が民間事業者の場合)
国:1/2(事業主体が地方公共団体の場合)

※ 地方公共団体と帰宅困難者受入に関する協定を締結



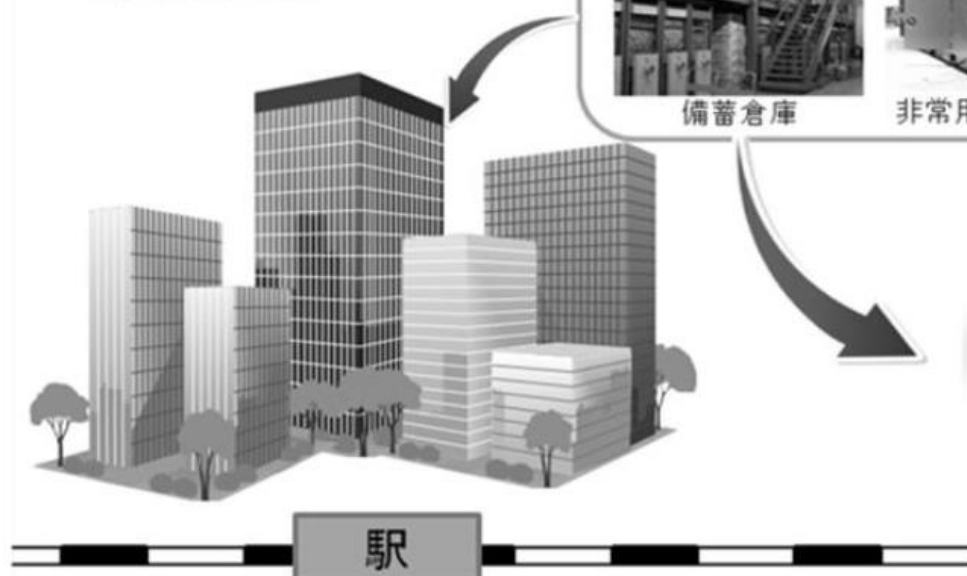
備蓄倉庫



非常用発電設備



マンホール
・トイレ 等



行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No. 1 2	内閣府	補助金等	(開始年度) 平成27 年度
---------	-----	------	----------------

支援の名称	都市再生安全確保計画の作成に係る 必要な基礎データの収集・分析等の支援 (都市再生安全確保計画策定事業)
制度の 趣旨・背景	国、地方公共団体、関係事業者等は、都市再生緊急整備地域の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めています。 本施策では、都市再生安全確保計画の作成に係る必要な基礎データの収集・分析等を支援する補助制度により、都市再生安全確保計画の策定を促進し、都市の安全・安心の確保を図ります。
制度の 内容	■補助率 1/2 ■対象事業 ・地域内の滞在人口の推計 ・地域内の建築物の耐震性能に係るデータの収集・分析 ・ライフラインの防災性能に係るデータの収集・分析 ・地域内の退避場所に係る現況調査 ・地域内の退避施設に係る現況調査 ・退避者の退避行動シミュレーション ・退避経路の安全性の検証 ・退避者の退避場所・退避施設への収容状況の分析 ・その他都市再生安全確保計画の作成に必要なデータの収集・分析等 ■対象地域 都市再生緊急整備地域
対象と なる方	地方公共団体のほか、鉄道事業者などの民間事業者
問い合わせ 先など	内閣府地方創生推進室 TEL：03-6206-6175 ■関連 URL ・都市再生安全確保計画制度について https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/anzenkakuho/index.html

○都市再生緊急整備地域において、地方公共団体や民間事業者等の調査に対して、支援を行う。

事業概要・目的

○東日本大震災の教訓を踏まえ、ナール駅周辺において大規模災害時の滞留・帰宅困難者対策を講じ、大都市における人的被害の抑制と都市の経済活動の継続を目的として、都市再生特別措置法に基づき、都市再生安全確保計画制度を創設（平成24年度改正）。



○本制度は、都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市緊急整備協議会が、首都直下地震等の大規模災害に備え、エリア全体の視点からハード・ソフト両面の防災対策を総合的に盛り込んだ計画を作成し、計画に基づき事業等を実施するもの。

○計画の作成に当たっては、発災時の滞在者等の行動、機能集積の状況、インフラ及び建築物等の状況などを詳細に把握するとともに、公共・公益的空間への受入環境の整備（事業者等関係相互の連携等）が必要となる。

○このため、本経費により、都市再生緊急整備地域において、基礎データの収集・分析等に要する費用に対して補助を行い、計画の作成等を支援するもの。

資金の流れ

補助金

(1/2)

地方公共団体、
民間事業者等

都市再生安全確保計画の作成・実施の流れ

多様な主体（地方公共団体や民間事業者等）の参画

地域の現状把握
(基礎データの収集・分析等)

補助

都市再生安全確保計画の
策定・実施等

効果の検証と計画の改善

都市再生の推進

都市再生安全確保計画
策定事業費補助金



人口・機能が集積したエリアのイメージ(大丸有地区)

期待される効果

○大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制及び立地企業の業務継続性の確保が図られるとともに、都市再生が推進される。

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.13	国土交通省	補助金等	(開始年度)平成24年度
-------	-------	------	--------------

支援の名称	避難スペースの面積が一定以上の 公共建築物等の改修に対する支援 （優良建築物等整備事業（既存ストック再生型））									
制度の 趣旨・背景	津波避難ビルの整備を促進するため、既存ストックのうち事務所及び公共建築物の津波避難ビルへの改修の支援を行います。									
制度の 内容	優良建築物等整備事業は、さまざまな形で行われる民間の建築活動の適切な誘導により、市街地環境の向上と良質な市街地住宅の確保を推進していくため、国、地方公共団体が必要な整備助成を行う制度です。また本事業は、国の制度要綱に基づく事業であり、一定の空地確保、土地の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等に支援が行われます。 優良建築物等整備事業は「優良再開発型」、「市街地住宅供給型」、「都市再構築型」、「既存ストック再生型」は4つのタイプに分けられます。4つのタイプの1つである「既存ストック再生型」は、建築物ストックを現在の居住ニーズにあったストックに再生することを目的とし、建築物ストックの津波避難ビルへの改修、バリアフリー改修などを支援します。 ■交付率 2/3（国：1/3、地方公共団体：1/3） 既存ストック再生型（既存ストックを、現在の居住ニーズ等にあったストックに改修） <table><tr><td>区分所有建物を バリアフリー改修する場合</td><td>公共建築物等を 津波避難ビルに改修する場合</td><td>老朽再開発ビルを 改修する場合</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>階段室にエレベーターを設置</td><td>避難用外階段の設置</td><td>備蓄倉庫や非常用電源 の設置</td></tr></table>	区分所有建物を バリアフリー改修する場合	公共建築物等を 津波避難ビルに改修する場合	老朽再開発ビルを 改修する場合				階段室にエレベーターを設置	避難用外階段の設置	備蓄倉庫や非常用電源 の設置
区分所有建物を バリアフリー改修する場合	公共建築物等を 津波避難ビルに改修する場合	老朽再開発ビルを 改修する場合								
										
階段室にエレベーターを設置	避難用外階段の設置	備蓄倉庫や非常用電源 の設置								
対象と なる方	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等									
問い合わせ 先など	国土交通省 住宅局 市街地建築課 TEL：03-5253-8111（内線 39-655） 都市局 都市安全課 TEL：03-5253-8111（内線 32-334）									

優良建築物等整備事業の概要

事業概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。

補助対象

型	タイプ	概要	新築 or 改修
優良再開発型	共同化タイプ	住宅等の地権者が敷地の共同化を行い、建築物を整備する事業（任意の再開発）	新築
	市街地環境形成タイプ	地区計画・建築協定の区域内で協調的な建築物を整備する事業等	新築
	マンション建替タイプ	区分所有者による老朽化したマンションの建替を行う事業	新築
市街地住宅供給型	中心市街地共同住宅供給タイプ	中心市街地における優良な共同住宅の供給を行う事業	新築
既存ストック再生型	—	既存建築物ストックのバリアフリー性能、省エネ性能等の向上、津波避難ビルへの改修を行う事業	改修
都市再構築型	人口密度維持タイプ	まちの拠点となるエリアに医療・商業等の施設を整備する事業	新築・改修
	高齢社会対応タイプ	駅等に近接した高齢者が交流する施設を整備する事業	新築・改修

補助要件

■ 事業要件

- ・ 地区面積が概ね1,000㎡以上
 - ※1・市街地総合再生計画等に係るものは概ね500㎡以上
 - ・一定の要件を満たす場合、複数地区の面積合計が概ね1,000㎡以上
 - ・既存ストック再生型及び都市再構築型の場合は概ね300㎡以上 等
- ・ 一定以上の空地確保、一定の接道要件の確保 等

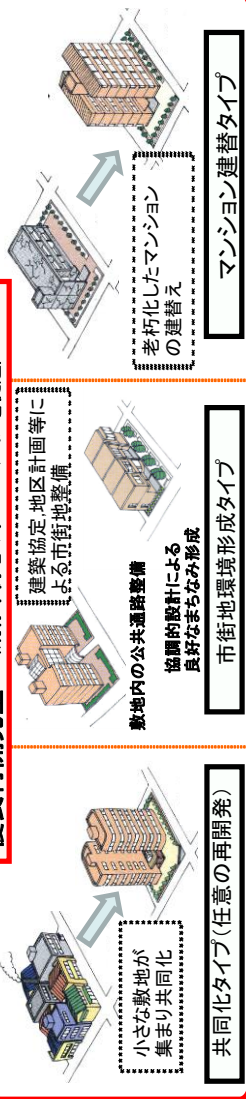
■ 補助対象費用

- ①調査設計計画
- ②土地整備（除去費等）
- ③共同施設整備（共用通行部分、空地等の整備）

※2 都市再構築型の場合、上記に加え、一定の用地取得費及び誘導施設にかかる専有部整備費も補助対象となる。

事業イメージ

優良再開発型（既存市街地のリノベーションを促進）



施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

対象地域

三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、都市開発区域、地方拠点都市地域、中心市街地活性化基本計画区域、都市機能誘導区域内の中心拠点区域又は生活拠点区域 等

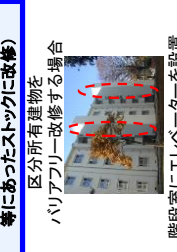
補助率

国：1/3、地方：1/3、民間事業者等：1/3 等

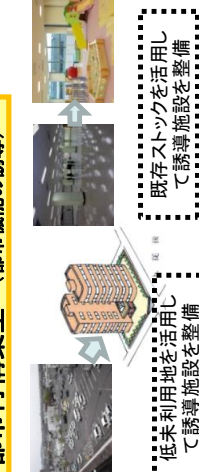
市街地住宅供給型（住宅の供給を促進）



既存ストック再生型（既存ストックを、現在の居住ニーズ等に合ったストックに改修）



都市再構築型（都市機能の誘導）



石油製品の供給事業者に対する支援

No. 14	経済産業省	補助金等	(開始年度) 平成22年度
--------	-------	------	---------------

支援の名称	災害時に地域の石油製品供給を維持するため、 災害対応型 SS を整備 (地域エネルギー供給拠点整備補助事業)
制度の 趣旨・背景	石油製品の安定供給を確保するため、SS (サービスステーション) 撤退時における地下タンク等の撤去、災害対応能力強化のための入れ換えや過疎地におけるダウンサイジングを支援することで、適正な事業競争環境の整備等を図ります。
制度の 内容	■補助率 1. 地下埋設物等の撤去工事 企業規模が中小企業等の場合：2/3 2. 地下埋設物等の入換工事 企業規模が中小企業等、給油所所在地が過疎地の場合：3/4、 // 、給油所所在地が過疎地以外の場合：2/3 企業規模が非中小企業の場合：補助率：1/4 企業規模が市町村、給油所所在地が過疎地の場合：10/10 3. 自家発電機設置工事 地下埋設物等の入換工事を実施する者が対象：1/2 等 ■対象となる取組 1. 地下埋設物等の撤去工事 給油所閉鎖時における、地下タンク・配管を撤去する工事 2. 地下埋設物等の入換工事 既設の地下タンク・配管を二重殻タンク・樹脂製配管等に入れ換える工事 3. 自家発電機設置工事 上記 2「地下埋設物等の入換工事」を実施する事業者が、工事実施給油所に自家発電設備を設置する工事
対象と なる方	地方公共団体のほか、揮発油販売事業者といった上記の取組を行う民間事業者
問い合わせ 先など	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 TEL：03-3501-1320

地域エネルギー供給拠点整備事業 平成28年度予算額 30.5億円 (33.9億円)

資源エネルギー庁 石油流通課
03-3501-1320



行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

石油製品の供給事業者に対する支援

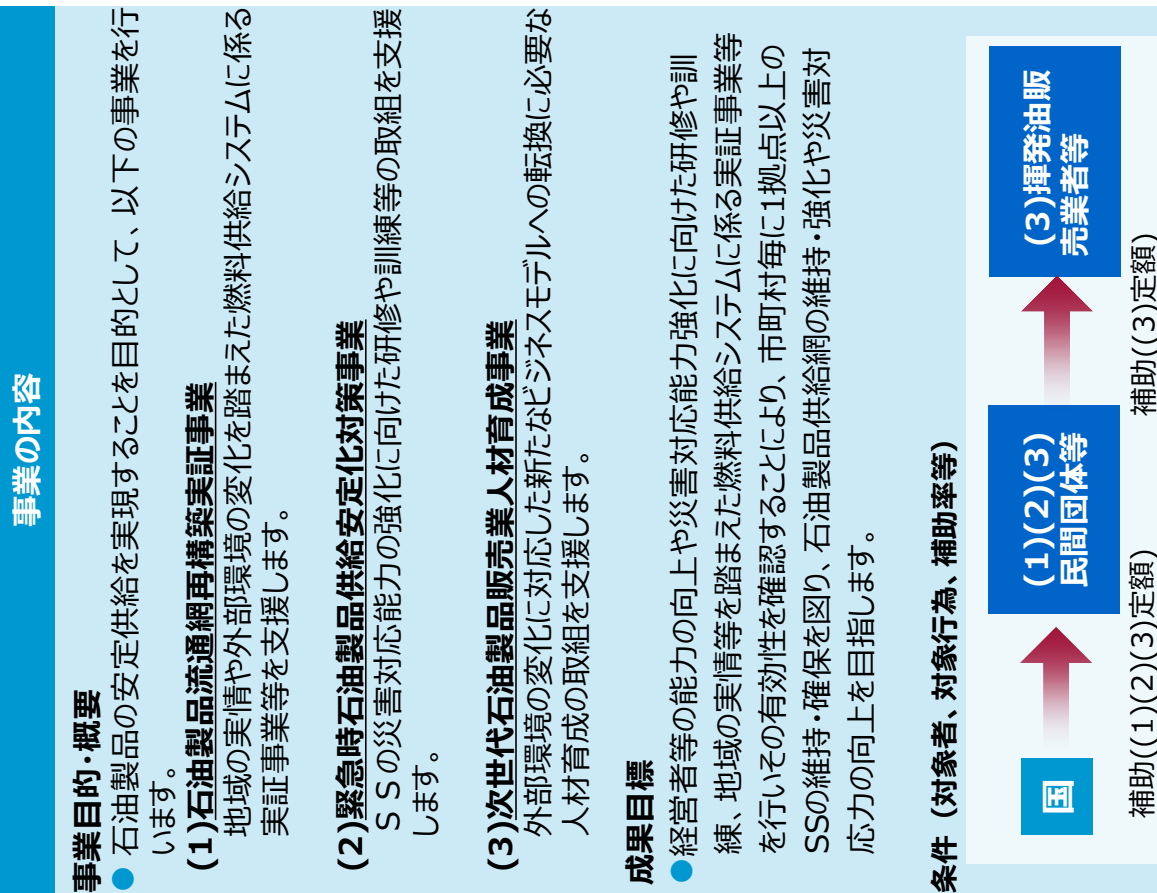
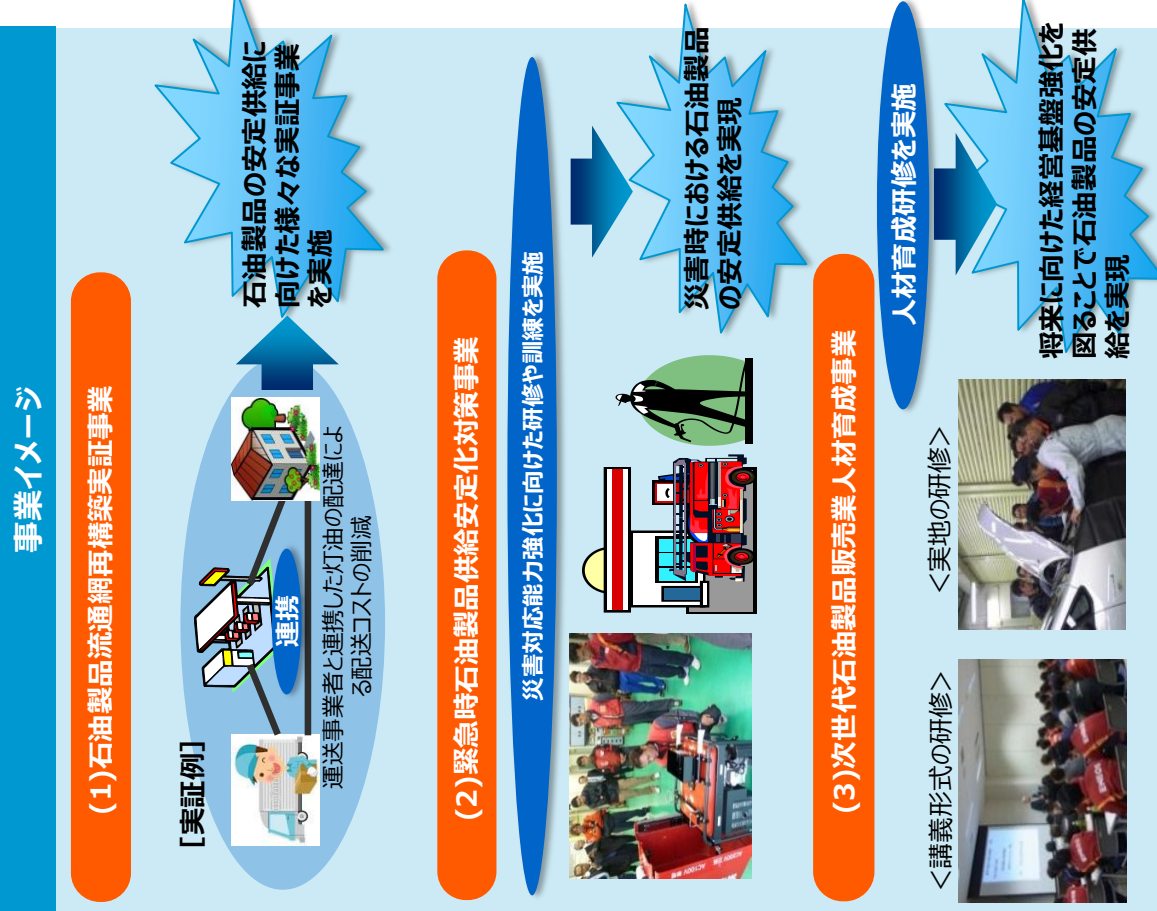
No.15	経済産業省	補助金等	(開始年度)平成23年度
-------	-------	------	--------------

支援の名称	石油製品流通網維持強化事業
制度の 趣旨・背景	サービスステーション（SS）が減少している中、地域の実情等を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業及び SS の災害対応能力強化・外部環境変化に向けた人材育成等を支援することで、平時及び災害等緊急時において、地域における石油製品の安定供給を確保することを目的とします。
制度の 内容	石油製品の安定供給を実現することを目的として、以下の事業を行います。 1. 石油製品流通網再構築実証事業 地域の実情や外部環境の変化を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業等を支援します。 補助率：定額 2. 緊急時石油製品供給安定化対策事業 SSの災害対応能力の強化に向けた研修や訓練等の取組を支援します。 3. 次世代石油製品販売業人材育成事業 外部環境の変化に対応した新たなビジネスモデルへの転換に必要な人材育成の取組を支援します。
対象と なる方	民間団体等
問い合わせ 先など	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 TEL：03-3501-1320

石油製品流通網維持強化事業

平成28年度予算額 7.7億円 (4.9億円)

資源エネルギー庁 石油流通課
03-3501-1320



バックアップのための燃料を確保したい

No.16

経済産業省

補助金等

(開始年度) 平成 26 年度

支援の名称	災害時等に備えて需要家側に 燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進 (石油製品利用促進対策事業費補助金)
制度の 趣旨・背景	大規模災害時等に備え、避難所や病院等の社会的重要なインフラ等への燃料備蓄を推進すべく、災害対応型 LP ガスバルク貯槽や石油製品貯槽等の設置を支援します。
制度の 内容	避難所、病院等において、燃料タンク、発電機等を導入する場合に対し、タンク等の購入や設置工事に要する経費の一部を補助します。 ■補助率 - 中小企業者は補助金の対象となる経費の 2 / 3 以内。 - その他、大企業・地方公共団体等は補助金対象となる経費 1 / 2 以内。 
対象となる方	以下の場所に、上記設備を導入したい方が対象です。 1. 災害等発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる病院、老人ホーム等 2. 指定避難所等の公的避難所等（地方公共団体が災害発生時に避難所として指定した施設等） 3. 災害等発生時に一時避難所となり得るような施設等 （具体例）一時的に避難所となり得るオフィスビル等、マンション等、公立学校、私立学校、幼稚園、保育園、工場、スーパー・コンビニ・チェーンの外食店舗、ホテル・旅館等、公民館、集会所、神社、仏閣等（災害等発生時等に危険な状況となり得る施設を除く）、その他多数の人々の為に炊き出し等ができる面積を有する施設。 ※LP ガス充填所、SS 等への設置は補助金の対象外
問い合わせ 先など	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 TEL：03-3501-1320 ■関連 URL ・石油製品貯槽設備利用促進事業 http://www.09.zensekiren.or.jp/09kumiai/090105 ・石油ガス災害バルク等の導入に係るもの http://www.nichidankyo.gr.jp/hojo/products/bulk/index.html ・「災害対応型バルク補助金」のガイドブック http://www.toyamalp.jp/news/img/20131003saigaibarukuhojokin.pdf

石油製品利用促進対策事業

平成28年度予算額 6.7億円（7.5億円）

資源エネルギー庁 石油流通課
03-3501-1320

事業の内容

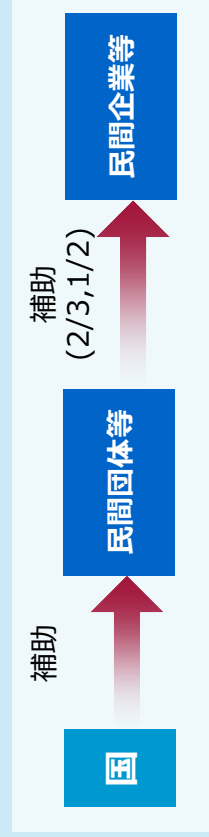
事業目的・概要

- 災害時、供給側の強靱化だけでは道路等が寸断した場合に、燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電機等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時の業務継続を確実にする有効な方策です。
- このため、避難所や病院等の社会的重要なインフラ等への燃料備蓄を推進すべく、災害対応型LPガスバルク貯槽や石油製品貯槽等の設置を支援します。

成果目標

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、毎年度、100件以上の病院や避難所等の社会的重要なインフラ等に石油製品の「自衛的備蓄」の確保を促し、災害対応力の強化を目指します。

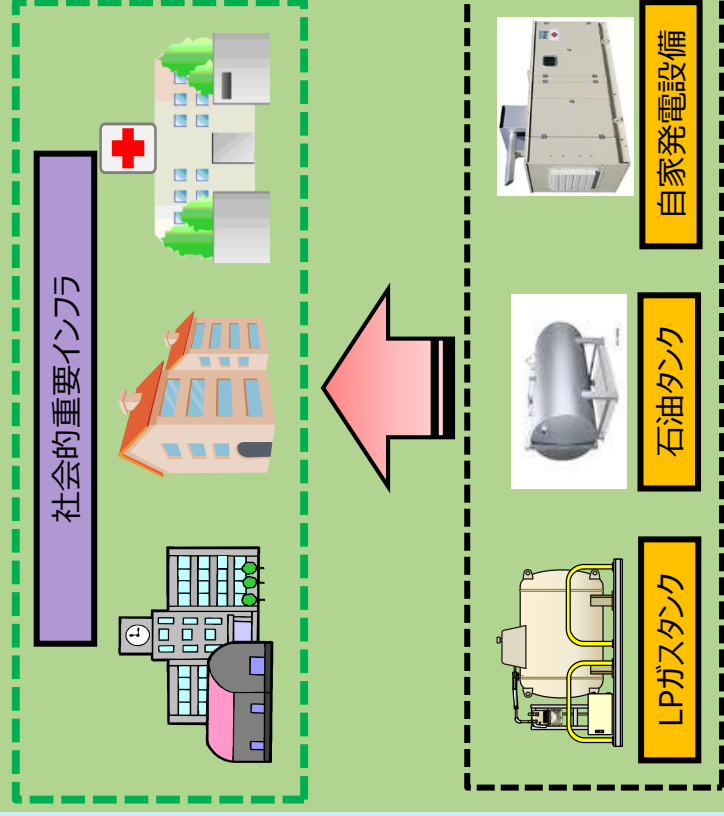
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

分散型エネルギーである石油製品・LPガス等を利用した、LPガスバルクシステム、石油タンク、自家発電設備等の設置を支援します。

需要家側への燃料備蓄の推進



行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

新たなエネルギー源を確保したい

No.17

農林水産省

補助金等

(開始年度) 平成27年度

支援の名称	新たな木材需要創出総合プロジェクト事業のうち 地域材利用促進のうち木質バイオマスの利用拡大
制度の 趣旨・背景	木質バイオマスのエネルギー利用に向けた取組について、相談・サポート体制の構築による支援と、技術開発等への支援を実施します。
制度の 内容	地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマスのエネルギー利用等の促進に向け、サポート体制の構築、燃料の安定供給体制の強化、技術開発・調査等を支援します。 (28年度の公募は終了しています。) ■補助率 定額 ■対象事業 - 木質バイオマス利用支援体制構築事業（相談・サポート体制の確立等） 全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口の設置や課題解決に必要な技術者の派遣の支援、小規模発電の取組の支援等のサポート体制の構築等を行います。 - 木質バイオマス加工・利用システム開発事業 未利用間伐材等を原料とする木質バイオマスの高付加価値製品や発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発・改良等への支援を行います。
対象と なる方	民間団体等
問い合わせ 先など	農林水産省 林野庁 林政部 木材利用課 木質バイオマス推進班 TEL：03-6744-2297

新たなエネルギー源を確保したい

No.18

農林水産省

補助金等

(開始年度) 平成28年度

支援の名称

農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業

制度の
趣旨・背景

農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援するとともに、そのノウハウの蓄積、他地域への普及を図ります。

制度の
内容

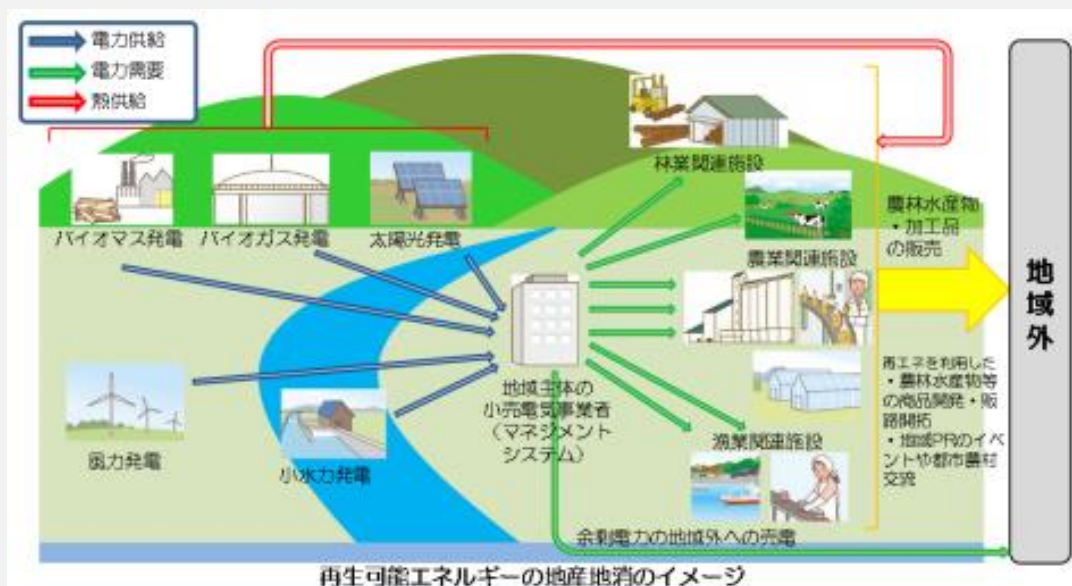
再生可能エネルギーの地産地消の導入までに必要な農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援します。

農林漁業を中心とした地域内のエネルギーマッチングを1～3年間支援します。

■補助率

定額

※ 地方公共団体、農林漁業者、及び再生可能エネルギーの需給管理を行うことができる事業者等による協議会を組織し、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく市町村の基本計画の策定について協議することが必要です。



対象と
なる方

地方公共団体と民間団体等からなる協議会

問い合わせ
先など

農林水産省 食料産業局 再生可能エネルギーグループ
TEL : 03-6744-1508

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

新たなエネルギー源を確保したい

No.19	農林水産省	補助金等	(開始年度)平成25年度
-------	-------	------	--------------

支援の名称	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業
制度の 趣旨・背景	農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想から運転開始に至るまでに必要となる各種の手续や取組を総合的に支援し、再生可能エネルギー発電事業を適切に行える事業体の形成を図ります。
制度の 内容	農林漁業者等が主導して行う再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想（入口）から運転開始（出口）に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援します。 ■補助率 定額 ■上限額 - 事業化推進事業 71百万円 - 事業化サポート事業 31百万円 ■対象事業 - 事業化推進事業 発電事業に意欲を有する農林漁業者やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組について、継続地区を支援 - 事業化サポート事業 発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じた、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築
対象と なる方	- 発電事業を行おうとする農林漁業者やその組織する団体又はこれをコーディネートする地方公共団体や民間事業者 - 発電事業を開始するまでの取組について、専門的知見を有している民間団体
問い合わせ 先など	農林水産省 食料産業局 再生可能エネルギーグループ TEL：03-6744-1508

安心できるデータセンター配置をしたい

No.20

総務省・内閣府

税制優遇

(開始年度) 平成 24 年度

支援の名称

データセンター地域分散化促進税制

制度の趣旨・背景

事業者が首都直下地震緊急対策区域として指定された区域以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得して行う、バックアップ事業を支援する制度です。

制度の内容

以下の対象設備について、法人税が取得価額の 10% の特別償却となります。
①サーバー、②ルーター、③スイッチ、④無停電電源装置 (UPS)、
⑤非常用発電機 (いずれも、総務大臣の認定を受けた実施計画に基づく必要があります)

対象となる方

以下のカテゴリ I・II・III の要件を満たす事業者

【カテゴリ I】

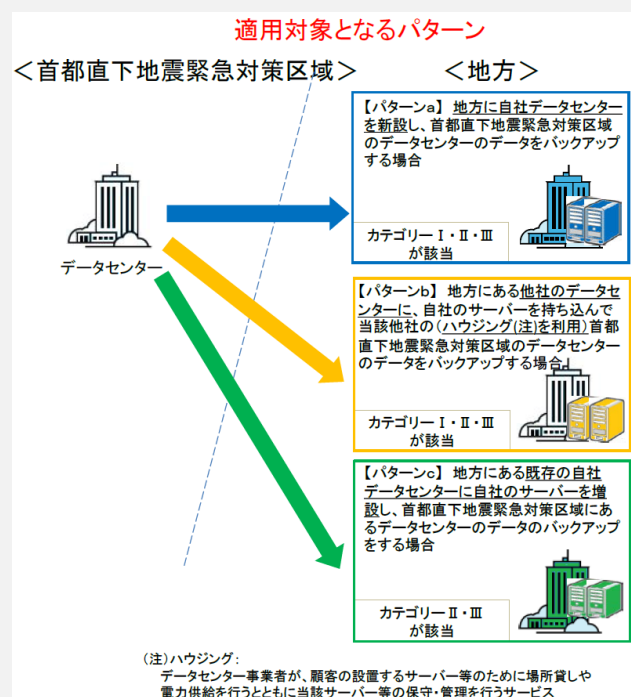
- 首都直下地震緊急対策区域のみに拠点を持つ事業者
- ・地方にデータセンターを新設 (地方にある他社のハウジングサービスを利用する場合も含む。) し、(自社・他社問わず) 首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのバックアップを行うためのサーバー等を取得した場合に適用。

【カテゴリ II】

- 地方のみに拠点を持つ事業者
- ・地方のデータセンターにおいて、首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのバックアップを行うためのサーバー等を取得した場合に適用。

【カテゴリ III】

- 首都直下地震緊急対策区域と地方の双方に拠点を持つ事業者
 - ・地方のデータセンターにおいて、(自社・他社問わず) 首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのバックアップを行うためのサーバー等を取得した場合に適用 (※ただし、次のア) 及びイ) を満たすこと)
 - ア) 対象設備の取得合計額が 5 億円以上
 - イ) データセンター事業の用に供する減価償却資産 (建物、空調、サーバー等) の取得合計額に占める対象設備の取得合計額が 20% 以上
- 注: ア) 及びイ) は事業年度毎及びデータセンター毎に計算します。



問い合わせ先など

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課
TEL: 03-5253-5852

■関連 URL

- ・データセンター地域分散化促進税制の概要
http://www.soumu.go.jp/main_content/000352762.pdf
- ・租税特別措置等に係る政策の事前評価書
http://www.soumu.go.jp/main_content/000381916.pdf

データセンター地域分散化促進税制 概要

○ 喫緊の課題である首都直下地震等に備え、我が国の社会経済のインフラである情報通信基盤の耐災害性・信頼性を向上させるため、首都直下地震緊急対策区域(注)に集中する大量のデータをバックアップできる体制を強化し、あわせて地方における設備投資の機会を増やすこと等を目的として、首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得し、バックアップ事業を行う事業者に対し、法人税の特別償却を認める特別措置を適用する。

(注) 首都直下地震緊急対策区域：首都直下地震対策特別措置法第三条第一項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域

1 対象者・対象設備

対象者：対象設備の整備に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者

対象設備：○ 認定計画※1に従って取得した電気通信設備

○ 具体的には、①サーバー※2、②ルーター※3、③スイッチ※3

④無停電電源装置 (UPS) ※3、⑤非常用発電機※3

※1 総務大臣の認定を受けた実施計画

※2 首都直下地震緊急対策区域におけるデータセンターのバックアップを行うものに限る

※3 ②～⑤は①と同一認定計画に基づき取得した場合に限る

2 措置内容

法人税：取得価額の10%の特別償却

3 延長期間

1年10か月（平成28年6月1日から平成30年3月31日）

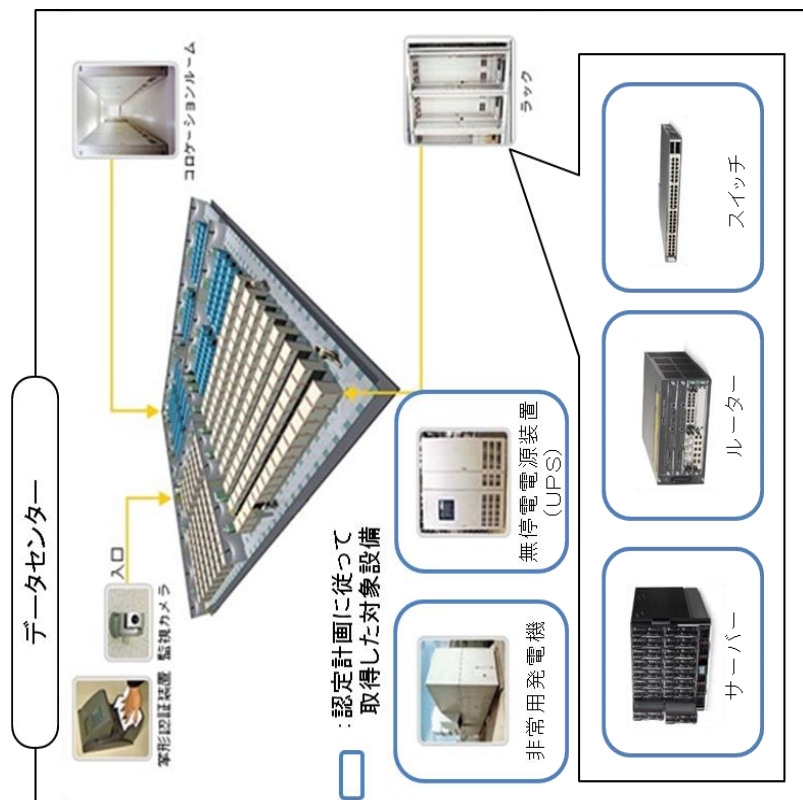
(参考) 平成25年度制度創設（平成25年4月1日から平成27年3月31日）

平成27年度制度延長（平成27年4月1日から平成28年5月31日）

4 適用の要件

- 首都直下地震緊急対策区域以外におけるデータセンター内に対象設備を設置すること
- 首都直下地震緊急対策区域と首都直下地震緊急対策区域以外の双方にデータセンターを持つ事業者は、ア及びイを満たすこと
- ア 対象設備の取得合計額※4が5億円以上
- イ データセンター事業の用に供する減価償却資産（建物、空調、サーバー等）の取得合計額に占める、対象設備の取得合計額※4の割合が20%以上

※4 事業年度毎及びデータセンター毎に計算



災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

No.21	総務省	補助金等	(開始年度) 平成 25 年度
-------	-----	------	-----------------

支援の名称	災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進 (放送ネットワーク整備支援事業)
制度の 趣旨・背景	東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築します。
制度の 内容	放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）では、以下の費用の一部を補助します。 ■補助率 1) 都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体：1/2 2) 第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等：1/3 ■対象事業 予備送信所の整備若しくは自然災害の影響を回避することを目的とした送信所の移転若しくは補完送信所の整備、予備送信設備、予備電源設備その他の予備放送設備の整備又は自然災害に関する迅速かつ確実な情報提供のための設備の整備事業。
対象と なる方	地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等及び一般社団法人等
問い合わせ 先など	総務省 情報流通行政局 地上放送課 TEL：03-5253-5949 ■関連 URL 放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業） http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka01.html

放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）

被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強化を実現する。

1 施策の概要

(1) 施策の背景

東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築する。

(2) 施策の具体的内容

放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用の一部を補助

(3) 事業主体、補助率

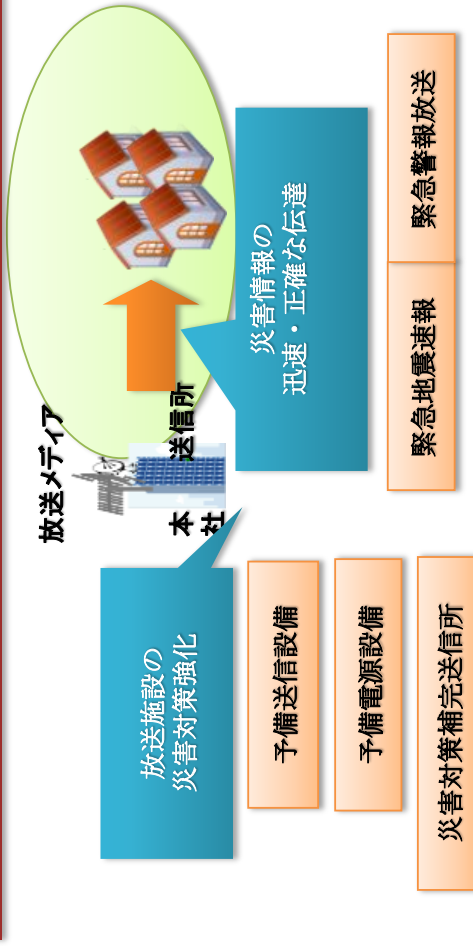
事業主体	補助率
地方公共団体	補助率1/2
第3セクター、地上基幹放送事業者等	補助率1/3

2 所要経費

経費種別	平成27年度補正予算	平成28年度当初予算
一般会計	3.0億円	1.3億円

地上基幹放送ネットワーク整備事業

国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の確実な提供



予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備を促進

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

No.22	総務省	税制優遇	(開始年度) 平成26年度
-------	-----	------	---------------

支援の名称	災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進 (放送ネットワーク災害対策促進税制)
制度の 趣旨・背景	東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築します。
制度の 内容	■税制措置の内容 地方税（固定資産税） 取得後3年間、課税標準3/4（償却資産に限ります） ■適用期間 2年間（平成28年4月1日から平成30年3月31日） ■対象設備 災害対策のために取得した予備送信設備等（送信機、電源設備、アンテナ等。ただし、自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限ります）。 ■対象となる取組 ・予備送信所の整備 ・送信所の移転 ・FM補完中継局の整備
対象と なる方	民間ラジオ放送事業者
問い合わせ 先など	総務省 情報流通行政局 地上放送課 TEL：03-5253-5949 ■関連 URL ・放送ネットワーク災害対策促進税制 http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka03.html

放送ネットワーク災害対策促進税制

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間ラジオ放送事業者の予備送信設備等に対して、税制上の特例措置を適用。

1 対象者

民間ラジオ放送事業者

2 対象設備

災害対策のために取得した予備送信設備等（送信機、電源設備、アンテナ等）

※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。

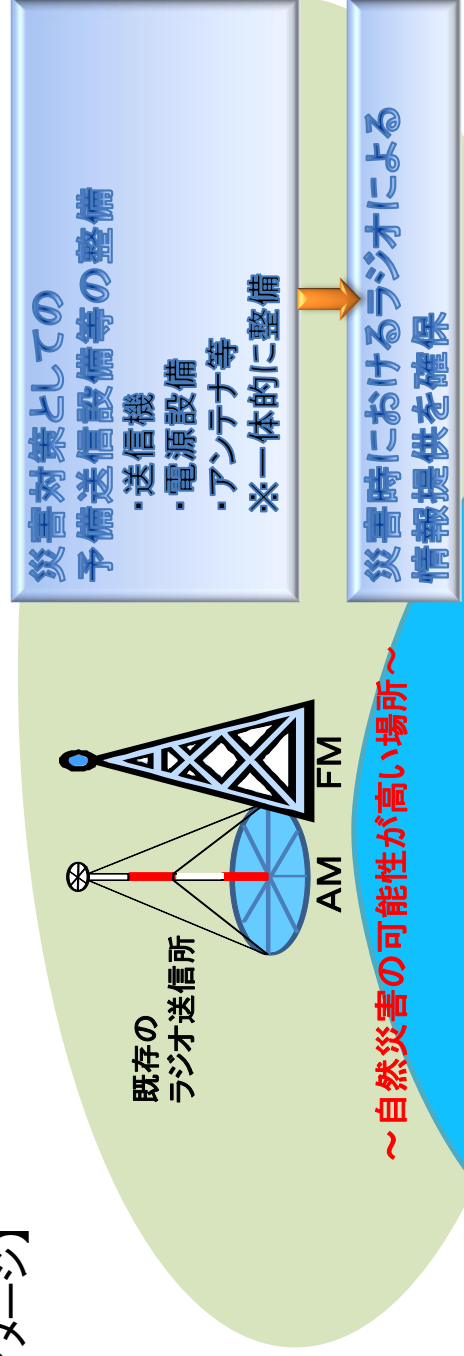
3 特例措置

地方税（固定資産税）：課税標準3／4（取得後3年間）

4 適用期間

2年間（平成28年4月1日から平成30年3月31日）

【対象設備イメージ】



災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

No.23	総務省	補助金等	(開始年度) 平成 26 年度
-------	-----	------	-----------------

支援の名称	難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進 (民放ラジオ難聴解消支援事業)
制度の 趣旨・背景	放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー（第一情報提供者）」として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要ですが、特に、ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しているため、その解消を推進します。
制度の 内容	ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助します。 ■補助率 1. 都市型難聴対策事業 : 1/2 2. 外国波混信対策事業 : 2/3 3. 地理的・地形的難聴対策事業 : 2/3 ■対象事業 1. 都市型難聴対策事業 建築物その他の工作物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの 2. 外国波混信対策事業 日本国外からの電波の影響により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの 3. 地理的・地形的難聴対策事業 山間地その他の地形的条件又は自然的条件の特殊性により他の電波の影響による地上ラジオ放送の受信の障害が発生することその他の地理的条件により地上ラジオ放送の受信が困難な地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの
対象と なる方	地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、特定地上基幹放送事業者等（複数の特定地上基幹放送事業者等の連携主体を含む。）及び一般社団法人等
問い合わせ 先など	総務省 情報流通行政局 地上放送課 TEL : 03-5253-5949 ■関連 URL ・民放ラジオ難聴解消支援事業 http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka02.html

民放ラジオ難聴解消事業(電波利用料財源)

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」(第一情報提供者)として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助。

2 スキーム (補助金)

(1) 事業主体

民間ラジオ放送事業者、自治体等

(2) 補助対象

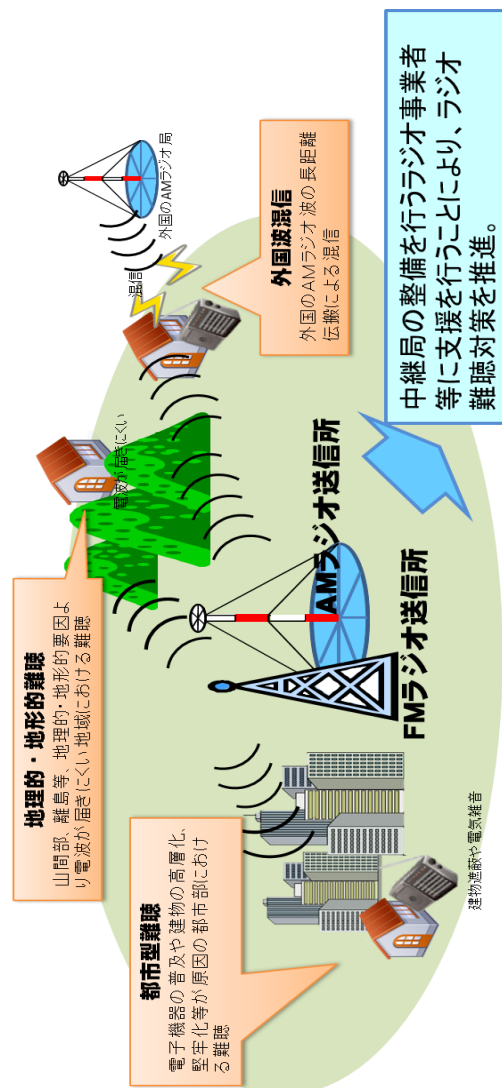
難聴対策としての中継局整備

(3) 補助率

- ・ 地形的・地形的難聴、外国波混信 2/3
- ・ 都市型難聴 1/2

3 所要経費

一般会計	平成28年度予算額	平成27年度予算額
	1,006百万円	1,446百万円



行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

本社等の重要拠点を移転・分散させたい

No.24	内閣府、経済産業省、 厚生労働省	税制優遇	(開始年度) 平成27年度
-------	---------------------	------	---------------

支援の名称	地方拠点強化税制		
制度の 趣旨・背景	安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域において本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の優遇措置を講ずる制度です。		
制度の 内容	1. 拡充型：地方において本社機能を拡充する事業者 ・オフィス減税 建物等の取得価額に対し、特別償却 15%、税額控除 4%※ ※計画認定が平成 29 年度の場合は 2% ・雇用促進税制の特例 特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり税額控除 (ただし、法人全体の増加雇用者数を上限) ①法人全体の雇用者増加率が 10%以上の場合は 1人あたり 50 万円 ②法人全体の雇用者増加率が 10%未満の場合は 1人あたり 20 万円 2. 移転型：東京 23 区から地方に本社機能を移転する場合 ・オフィス減税 建物等の取得価額に対し特別償却 25%、税額控除 7%※ ※計画認定が平成 29 年度の場合は 4% ・雇用促進税制の特例 ①当該特定業務施設の当期増加雇用者 1 人あたり 50 万円または 20 万円を税額控除 (初年度) (ただし、法人全体の増加雇用者数を上限) ② ①に加え、東京 23 区からの移転者を含む当該地方事務所の当期増加雇用者 1 人あたり 30 万円の税額控除を追加 (※②は最大3年間継続。ただし、当該特定業務施設の雇用者数または法人全体の雇用者数が減少した後は不適用)		
対象と なる方	■オフィス減税 対象：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物 取得価額：2,000 万円以上（中小企業者 1,000 万円以上） ■雇用促進税制の特例 ・適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が 5 人（中小企業者 2 人）以上増加 ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと ・適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度よりも、一定以上増加 等		
問い合わせ 先など	経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課 TEL：03-3501-0645 厚生労働省 職業安定局 雇用政策課 TEL：03-3502-6770 ■関連 URL ・地方拠点強化税制のご案内 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html		

企業の地方拠点強化を推進する特例措置の創設について

制度の概要

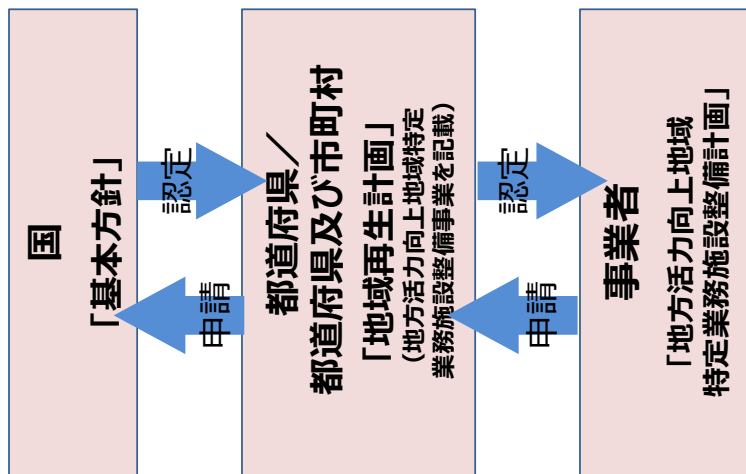
安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域（※）において本社の機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、債務の保証、課税の特例等の優遇措置を講ずる。

（※）三大都市圏以外の地域であり、かつ、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域を地方公共団体が当該施設において設定

① 移転型事業…東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し、特定業務施設を整備する事業

② 拡充型事業…地方にある本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する事業

事業スキーム



特例措置の概要

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務

認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務を保証

○ 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例

認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除（選択的適用）

（措置内容）特別償却 15%、税額控除 4%（移転を伴う場合は特別償却 25%、税額控除 7%）※
※ 地方活力向上地域特定施設整備計画の認定が平成29年度の場合、税額控除 2%（移転を伴う場合は税額控除 4%）

○ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例

認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除

（措置内容）増加雇用者 1人当たり 50万円※1の税額控除（移転を伴う場合は最大 80万円※2）

※1 法人全体の雇用増加率 10%未満の場合は 1人当たり 20万円を税額控除

※2 移転を伴う場合の上乗せ分 30万円は雇用維持により最大 3年間継続

○ 認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置

特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について地方公共団体が当該施設に課すべき事業税（移転を伴う場合のみ）、不動産取得税又は固定資産税を減額した場合の減収額に対する地方交付税による補填

地方拠点強化税制について

拡充型事業（含対内直投）

地方における企業の特定業務施設の整備（本社機能）を支援



特定業務施設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 事務所であって、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門（総務・人事・経理等）のいずれかのために使用されるもの
- ② 研究所であって、研究開発において重要な役割を担うもの
- ③ 研修所であって、人材育成において重要な役割を担うもの

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**特別償却 15%又は税額控除 4%（※）《新設》**

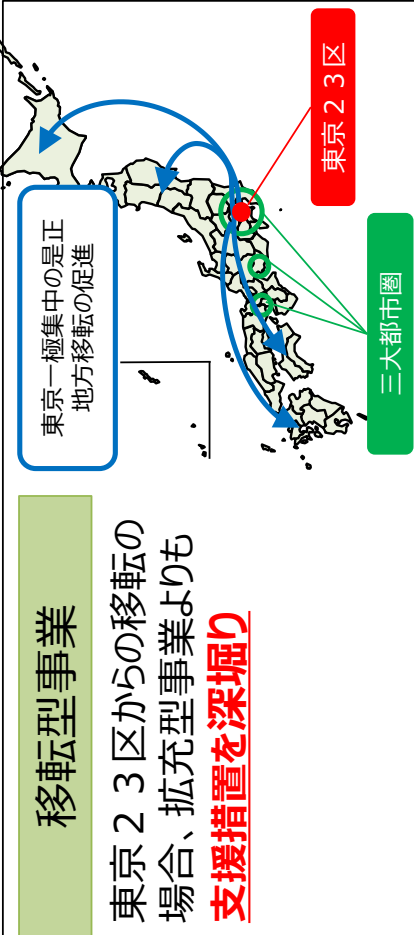
※計画認定が平成29年度の場合は2%
 （措置対象：建物、建物附属設備、構築物）
 （取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円）

雇用促進税制

- ① **増加雇用者 1人当たり、50万円を税額控除**
 《従来の40万円に、地方拠点は10万円上乗せ》
- ② 法人全体の雇用増加率 10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除
 《新設》

移転型事業

東京23区からの移転の場合、拡充型事業よりも**支援措置を深掘り**



東京一極集中の是正
地方移転の促進

東京23区

三大都市圏

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**特別償却 25%又は税額控除 7%（※）《新設》**

※計画認定が平成29年度の場合は4%
 （措置対象：建物、建物附属設備、構築物）
 （取得価額要件：大企業2,000万円、中小企業1,000万円）

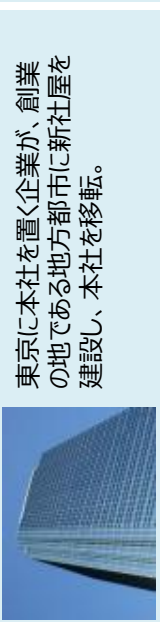
雇用促進税制

- ① **増加雇用者 1人当たり、最大80万円を税額控除**
 《拡充型50万円に、地方拠点は更に30万円上乗せ》
- ② ①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続《新設》
- ③ ②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用《新設》

事例①

事務所（本社）

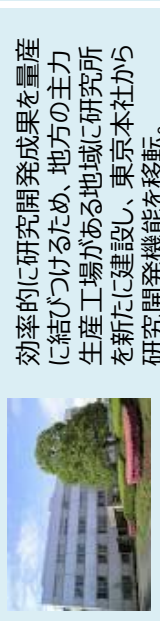
東京に本社を置く企業が、創業の地である地方都市に新社屋を建設し、本社を移転。



事例②

研究所

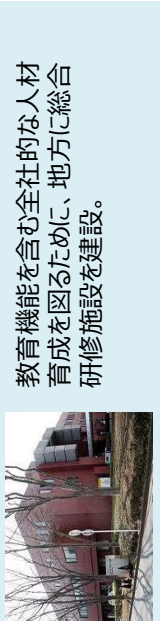
効率的に研究開発成果を量産に結びつけるため、地方の主力生産工場がある地域に研究所を新たに建設し、東京本社から研究開発機能を移転。



事例③

研修所

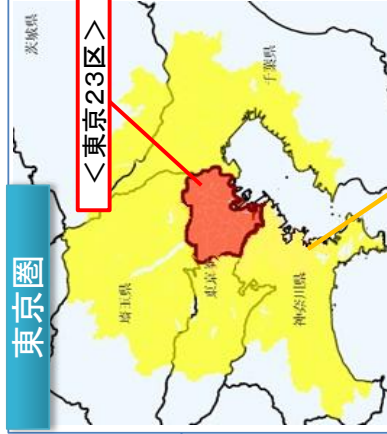
教育機能を含む全社的な人材育成を図るために、地方に総合研修施設を建設。



支援対象地域等について（法第5条第4項第4号、令第3、10条）

白色地域は地域再生計画を作成
することを前提に、「地方活力
向上地域」として広く支援対象
となる。

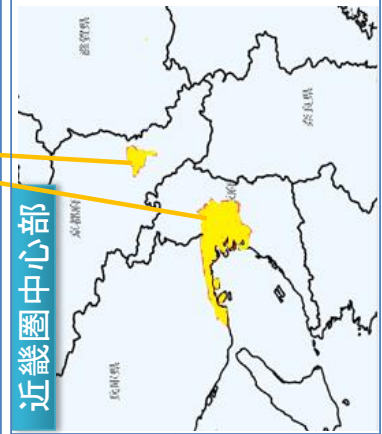
東京23区及び支援対象外地域



赤色	○東京23区
黄色	○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市等) ○茨城県(龍ヶ崎市等)



黄色
○愛知県(名古屋市の特定の区域)



黄色
○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域)
○京都府(京都市の特定の区域)
○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域)

◆ 東京23区

東京23区からの移転による拠点強化の場合、税制措置を強化。

◆ 支援対象外地域

- 黄色の大都市等は、地方拠点強化税制の対象外となる。具体的には次のとおり。
 - 首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯(既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域)
 - 近畿圏整備法で定める既成都市区域(産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域)
 - 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める名古屋市の特定の区域等

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

港湾の津波対策を行いたい

No.25	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成26年度
-------	-------	------	---------------

支援の名称	港湾における津波避難対策の実施 (特定民間都市開発事業 【共同型都市再構築業務(港湾)】)
制度の 趣旨・背景	港湾で働く労働者等が津波等の災害から安全に避難・退避できるよう、港湾の特殊性を考慮した津波避難対策の策定や、津波避難施設の整備を促進します。
制度の 内容	港湾労働者等の津波等からの避難場所を確保するため、避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者への支援を行います。 ■限度額 「総事業費の50%」又は「公共施設等整備費※」のいずれか少ない額を上限とします。 ※公共施設等整備費とは、「公共施設+都市利便施設+建築利便施設」の整備費の合計金額をいいます。 公共施設：緑地、道路 都市利便施設：荷さばき施設、公園等で公共の用に供される施設（公的に管理される必要はありません）、旅客待合所、旅客乗降用施設、退避施設、退避経路、備蓄倉庫、非常用発電施設、駐車場、休憩所等 建築利便施設：昇降機、共用通路、消防施設、空調施設等 ■対象施設 事業地が港湾区域又は臨港地区の区域内であり、公共施設の整備を伴う上屋、倉庫、旅客ターミナル、業務ビル等の港湾施設。 ■支援要件 以下の支援要件をすべて満たすことが必要です。 ・緑地、道路、港湾における係留施設等の公共施設の整備を伴うもの ・事業区域面積：500m²以上 延床面積：2,000m²以上 ・防災上有効な施設（退避経路及び退避施設等）を有する建築物（港湾労働者等の津波等からの一時的な避難場所としての利用に供されるものに限ります。）の整備に関する事業
対象と なる方	第三セクター、一般／公益財団法人を含む民間事業者
問い合わせ 先など	国土交通省 港湾局 海岸・防災課 TEL：03-5253-8111（内線 46-723） 国土交通省 港湾局 産業港湾課 TEL：03-5253-8111（内線 46-435）

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

港湾の津波対策を行いたい

No.26	国土交通省、内閣府	税制優遇	(開始年度) 平成23年度
-------	-----------	------	---------------

支援の名称	津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等について固定資産税の特例措置を講じることで、臨海部に立地する民間企業の津波対策を促進します。
制度の内容	津波防災地域づくりに関する法律の「基本指針」に基づき、かつ、都道府県が設定する「津波浸水想定」を踏まえて市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に位置づけられた、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等（防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設）に係る課税標準の特例措置になります。 ■特例内容 - 大臣配分資産又は知事配分資産 取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を乗じて得た額を課税標準とします。 - その他の資産 取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とします。 ■特例期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日（4年間）
対象となる方	臨港地区に港湾施設等を有する民間事業者 ■対象資産 - 護岸 地盤を被覆して侵食を防ぐとともに、背後地を高潮、津波及び波浪から防護。 - 防潮堤、胸壁 陸上に設置し、背後地を高潮、津波の被害から防御。 - 津波避難施設 津波浸水時において、一時的な避難場所としての機能を有する。
問い合わせ先など	国土交通省 港湾局 海岸・防災課 TEL：03-5253-8111（内線 46-723）

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

災害時に重要な道路を守りたい

No.27	国土交通省、内閣府 総務省、経済産業省	税制優遇	(開始年度) 平成 28 年度
-------	------------------------	------	-----------------

支援の名称	防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る 特例措置		
制度の 趣旨・背景	緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置により、電気・通信事業者等の負担の軽減を図ることで、無電柱化事業を促進します。		
制度の 内容	防災上重要な道路における無電柱化を促進するため、一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置を創設しました。 ■特例措置の内容 ・道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止している道路の区域 課税標準4年間1/2 ・上記以外の区域 課税標準4年間2/3 ■特例期間 3年間（平成28年度～平成30年度） ■対象施設 電線管理者が緊急輸送道路で無電柱化を行う際に新たに取得した電線等		
対象と なる方	一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等		
問い合わせ 先など	国土交通省 道路局 環境安全課 TEL：03-5253-8111（内線 38-153） ■関連 URL ・無電柱化の推進 http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html		



地震発生時の電柱の倒壊状況
（阪神・淡路大震災の例）

コンビナートに対策を行いたい

No.28

国土交通省、内閣府

税制優遇

(開始年度) 平成26年度

支援の名称

非常災害時におけるエネルギー物資の 海上輸送機能確保 (民有護岸等の改良に対する支援制度)

制度の
趣旨・背景

非常災害が発生した際に、コンビナート港湾におけるエネルギー物資の海上輸送機能を確保します。

制度の
内容

民間事業者や関係行政機関と連携し、災害発生時における行動計画を策定するとともに、民間事業者が実施する耐震改修等の取り組みを推進します。

■無利子貸付

・貸付率

国：港湾管理者：民間事業者 = 3：3：4

■税制措置

・税制措置

法人税の特例措置（特別償却（20%））、固定資産税の特例措置（5年間、課税標準2/3）

対象と
なる方

支援の対象となる施設は以下になります。

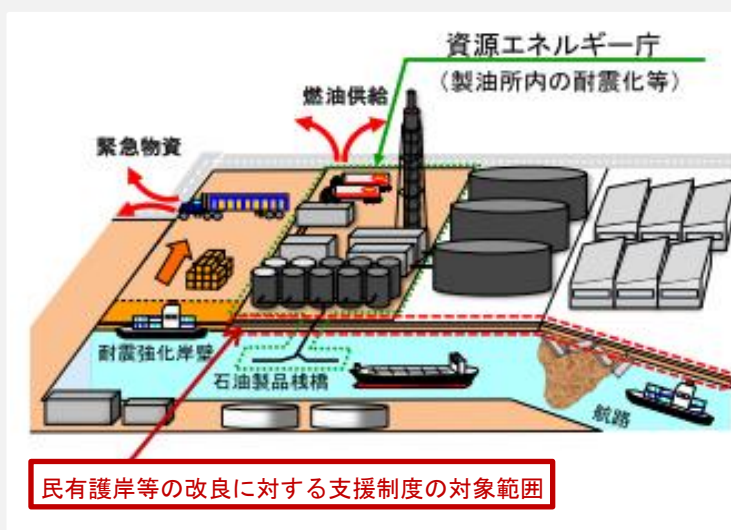
■対象施設

・無利子貸付、固定資産税への特例措置

耐震強化岸壁等に至る航路沿いの護岸、岸壁、物揚場

・法人税の特例措置

航路沿いの護岸、岸壁、栈橋



問い合わせ
先など

国土交通省 港湾局 海岸・防災課
TEL：03-5253-8111（内線46-723）

行政機能 警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
-------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい

No.29	国土交通省	補助金等、税制優遇	(開始年度)平成18年度
-------	-------	-----------	--------------

支援の名称	鉄道施設の耐震対策 (鉄道施設総合安全対策事業費補助)
制度の 趣旨・背景	南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進しています。また、地下鉄の耐震補強も推進しています。
制度の 内容	鉄道施設総合安全対策事業費補助 ■補助率 補助対象工事費の1/3（地方公共団体の補助する額以内の額） ■対象事業 首都直下地震及び南海トラフ地震で震度6以上が想定される地域における以下の鉄道施設に対する耐震対策事業 ・ 上述の地震が想定される路線の高架橋・橋りょうのうち、地方自治体が指定する緊急輸送道路及び津波避難路と交差又は並行する箇所において、緊急輸送道路等の機能維持のために柱・基礎等の補強や落橋防止工の整備 ・ 片道断面輸送量が1日1万人以上の路線であって、ピーク1時間あたりの片道列車本数10本以上の区間または空港アクセス線上にある区間の高架橋、橋りょう及び開削トンネルの機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強。 ・ 乗降客1日1万人以上の駅（地平駅を除く）の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物の柱、基礎等の補強。 都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道） ■補助率 補助対象建設費の約35% ■対象事業 地下鉄の耐震補強
対象と なる方	鉄道施設総合安全対策事業費補助 ・ 鉄道事業者又は軌道経営者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く） 鉄道施設総合安全対策事業費補助 ・ 公営地下鉄事業者、東京地下鉄（株）
問い合わせ 先など	国土交通省 鉄道局 施設課（鉄道施設総合安全対策事業費補助） TEL：03-5253-8111（内線：57858） 国土交通省 鉄道局 都市政策課（都市鉄道整備事業費補助（地下鉄補助）） TEL：03-5253-8111（内線：40413）

鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい

No.30

国土交通省

補助金等

(開始年度) 平成20年度

支援の名称

鉄道の老朽化対策 (鉄道施設総合安全対策事業)

制度の
趣旨・背景

鉄道事業者が保有している橋りょうやトンネル等の鉄道施設には、法定耐用年数を越えたものが多くあり、これら施設を適切に維持管理することが課題となっています。

このため、人口減少が進み経営環境が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、初期費用はかかるものの、将来的な維持管理費用を低減し長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を支援します。

制度の
内容

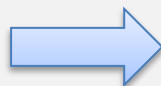
■補助率

1/3

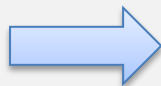
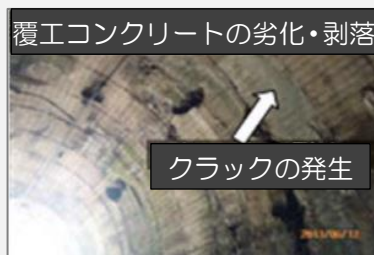
■対象事業

橋りょうやトンネル等の土木構造物の長寿命化に資する補強・改良

【橋りょうの例】



【トンネルの例】



対象と
なる方

地方の鉄道事業者・軌道経営者

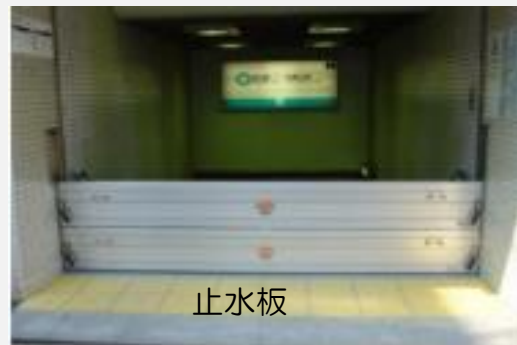
問い合わせ
先など

国土交通省 鉄道局 施設課
TEL: 03-5253-8111 (内線 40843)

鉄道駅・鉄道施設を強靱化したい

No.31	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成27年度
-------	-------	------	---------------

支援の名称	地下駅を有する鉄道の浸水対策 (都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)、 鉄道施設総合安全対策事業費補助)		
制度の趣旨・背景	地下駅等地下空間は閉鎖的で地上に比べ、浸水のスピードが速く、地下空間への浸水開始後、避難に係る時間の猶予が少ないです。このため、浸水そのものを防止する取り組みを事業者自ら行うことが大変重要であります。 このため、各地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等について、出入口、トンネル等の浸水対策を推進し、防災・減災対策の強化を図ります。		
制度の内容	都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道) ■補助率 補助対象建設費の約35% ■対象事業 ・地下鉄の浸水対策 鉄道施設総合安全対策事業費補助 ■補助率 1/3(地方公共団体の補助する額以内の額) ■対象事業 ・地下駅又はトンネルへの浸水を防ぐための駅出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部及びトンネル内における止水板、防水扉、浸水防止機等の整備		
対象となる方	鉄道施設総合安全対策事業費補助 ・公営地下鉄事業者、東京地下鉄(株) 鉄道施設総合安全対策事業費補助 ・地下駅を有する鉄道事業者又は軌道経営者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く)		
問い合わせ先など	国土交通省 鉄道局 都市政策課(都市鉄道整備事業費補助(地下鉄補助)) TEL: 03-5253-8111(内線: 40413) 国土交通省 鉄道局 施設課(鉄道施設総合安全対策事業費補助) TEL: 03-5253-8111(内線: 57858)		



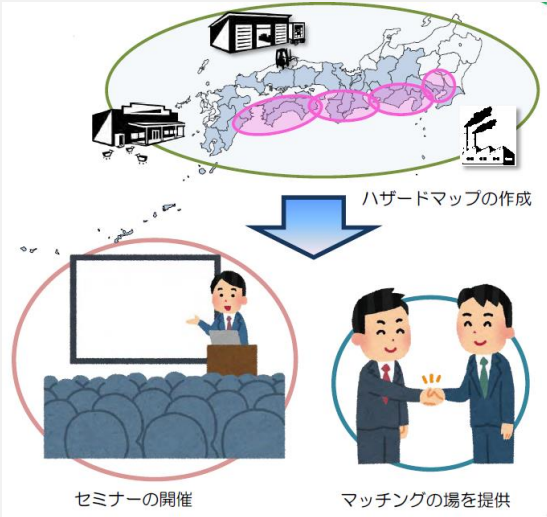
食品の供給を止めないようにしたい

No.32

農林水産省

補助金等、情報提供

(開始年度) 平成 27 年度

支援の名称	食品サプライチェーン強靱化総合対策事業 (平成 27 年度農山漁村 6 次産業化対策事業のうち 食品サプライチェーン強靱化総合対策事業)
制度の 趣旨・背景	首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害時においても円滑な食料供給を維持及び早期に回復させるために、食品産業事業者間の震災時における連携・協力体制の構築を図る取組を支援します。
制度の 内容	食品産業事業者間の震災時における連携・協力体制の構築を図る、以下の取組みに必要となる経費を定額助成します。 - 食品産業事業者の業界団体や、食品流通や危機管理対策等の知見を有する学識経験者等をメンバーとする「事業推進会議」の開催 ：謝金、旅費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、調査員手当等 - 全国の食品産業事業者の事業所、物流施設、製造拠点等の立地状況を把握し、地方自治体等の防災ハザードマップに落とし込んだ食料産業ハザードマップ作成費 ：賃金、消耗品費等 - 震災時における連携・協力体制の具体的な構築を促進するためのセミナー及び食品産業事業者同士のマッチングの場の開催 ：謝金、旅費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、調査員手当等 - 報告書作成費 ：印刷費、資料作成費、消耗品費、調査員手当等 
対象と なる方	以下の民間事業者で、上記の取組みを、首都直下地震及び南海トラフ地震の被災が想定される地域で実施する方が対象となります。 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合及び消費生活協同組合並びに法人格を有しない団体のうち農林水産省食料産業局長が特に必要と認める団体
問い合わせ 先など	農林水産省 食料産業局 食品流通課 ■関連 URL 平成 27 年度農山漁村 6 次産業化対策事業のうち食品サプライチェーン強靱化総合対策事業に係る公募要領 (案) http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/pdf/1_koubo_150223_1.pdf

農業基盤を守りたい

No.33

農林水産省

補助金等

(開始年度) 平成9年度

支援の名称	官民連携新技術研究開発事業
制度の 趣旨・背景	農業農村整備事業の現場にすぐに生かせる、土地改良施設の長寿命化や耐震強化などの新技術開発を、官民の密接な連携の下に進めることで、農業農村整備事業を一層効率的に推進することを目的とした制度です。
制度の 内容	新技術の研究開発を行う者に対して、予算の範囲内において、新技術の研究開発に要する経費の補助を行います。 ■補助率 1. 新技術研究開発：1/2 2. 特定課題：定額 ■対象となる取組 1. 新技術研究開発 「農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るための適切な保全管理に資する技術」及び「農業収益力向上に資する先進的な基盤整備に係る技術」など、農業農村整備事業の効率的な実施に資する技術開発を行います。 2. 特定課題 1) 農業集落排水施設の長寿命化に資する維持管理及び改築方法の開発 農業集落排水施設における機械・電気設備等について長寿命化を図るため、維持管理及び改築方法に関する技術開発を行います。 2) 小水力発電施設の効果的な除塵対策に資する技術開発 小水力発電施設の低コスト化、管理コスト縮減が図れるよう安価で効果的な除塵対策に関する技術開発を行います。
対象と なる方	上記の取組を行う、共同研究（産官学）（新技術開発組合（2社以上の民間企業）と試験研究機関（大学又は独立行政法人）の共同研究を行うこと）が対象となります。
問い合わせ 先など	農林水産省 農村振興局 整備部設計課 施工企画調整室 TEL：03-3591-5798 ■関連 URL ・官民連携新技術研究開発事業 http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/kanmin.html

官民連携新技術研究開発事業の拡充の概要

【現状と課題】

- 民間の活力を導入しながら農業農村整備事業の効率的な実施に資する新技術を開発
- 農業の競争力強化・10年後の農業所得倍増を実現するためには、農業構造の変化に的確に対応し、農業収益力の向上に資する農業インフラの構築が課題
- 農業集落排水施設の老朽化の進行により、施設の長寿命化に資する効率的な保守点検・運転方法や改築方法の開発が課題
- 低落差・小流量の農業水利施設における小水力発電施設の普及促進に向け、除塵対策が課題

【事業内容】

(1)新技術開発【拡充】

【H27～H31年度要求内容】

事業対象に「農業収益力向上に資する先進的な基盤整備に係る技術」を追加

事業実施主体

複数の民間企業等による新技術研究開発組合
(ただし、大学又は研究機関との共同研究を行うこと)

(2)特定課題【拡充】

【H27～H28年度要求内容】

農業集落排水施設の長寿命化に資する維持管理及び改築方法の開発



小水力発電施設の普及促進に向けた安価で効果的な除塵対策に資する技術開発



【事業成果】

農業農村整備事業等のコスト縮減に寄与

新技術開発



開発技術事例
【パイプラインの浅埋設】



広範囲・多数のほ場ごとの作物の生育状況に応じて、田面水位や地下水位を自動で遠隔制御するシステムの技術開発

特定課題



コンクリート腐食状況 ポンプ腐食状況

農業集落排水施設の長寿命化に資する維持管理・改築方法の技術開発



小水力発電施設の普及促進に向けた安価で効果的な除塵対策に資する技術開発

農業基盤を守りたい

No.34

農林水産省

補助金等

(開始年度) 平成26年度

支援の名称	多面的機能支払交付金
制度の趣旨・背景	農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。
制度の内容	■補助率 1. 農地維持支払交付金 定額（都府県の田：3,000 円/10a 等） 2. 資源向上支払交付金 定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400 円/10a 等、都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400 円/10a 等） ■対象となる取組 1. 農地維持支払交付金 ・農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動 ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等 2. 資源向上支払交付金 ・地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等） ・施設の長寿命化のための活動  水路の泥上げ  水路のひび割れ補修
対象となる方	1. 農地維持支払交付金 農業者のみで構成されている活動組織、又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織 2. 資源向上支払交付金 農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される活動組織
問い合わせ先など	農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室 TEL：03-6744-2197 ■関連 URL ・多面的機能支払交付金 http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

多面的機能支払制度の概要

【平成28年度予算概算決定額 48,251 (48,251) 百万円】

多面的機能支払交付金

46,751 (45,299) 百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

○ 農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保管理支払の5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

【多面的機能支払推進交付金】 1,500 (2,952) 百万円

都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援

農業基盤を守りたい

No.35

農林水産省

情報提供

(開始年度) 平成 28 年度

支援の名称

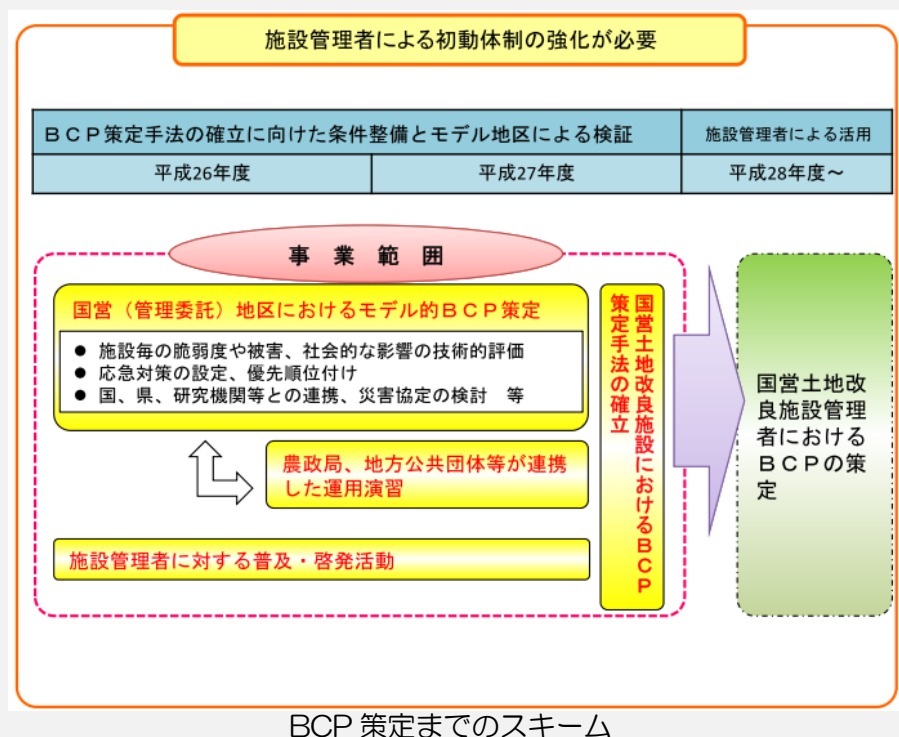
土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立 (継続計画策定) の推進及び体制強化

制度の
趣旨・背景

被災の影響を最小化すると共に、迅速な復旧・復興を可能とするため、水利施設等の管理者である土地改良区等において被害低減措置の優先度、支援受け入れ体制の確立、資機材・人員確保のための調達計画等の内容を含んだ業務継続計画策定手法を確立します。

制度の
内容

「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」により、土地改良施設管理者の業務継続計画（BCP）の策定を支援します。



対象と
なる方

土地改良施設管理者

問い合わせ
先など

農林水産省 農村振興局 整備部 防災課 災害対策室
TEL：03-6744-2211

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

山を守るための林業を活性化させたい

No.36	農林水産省	補助金等	(開始年度) 平成25年度
-------	-------	------	---------------

支援の名称	「次世代林業基盤づくり交付金」のうち森林・林業再生 基盤づくり交付金（木材加工流通施設整備）
制度の 趣旨・背景	木材利用の拡大、木材の安定的・効率的な供給等を図るために必要な機械施設の 整備等について、地域の自主性・裁量を尊重しつつ、都道府県等に対して一体的に 支援します。
制度の 内容	■対象となる取組 ○木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築 需要者ニーズに的確に対応した CLT 等の新たな製品をはじめ地域材の安定的・効率的な供給体制を構築するため、森林所有者等が広域に連携し、山側が一体となった供給可能量の拡大等を含めた構想や、山元と地域に根付いた加工工場、工務店、消費者等の連携による地域循環型の構想の実現に必要な木材加工流通施設の整備を支援します。 ■交付率 都道府県：定額 事業実施主体：事業費の1／2以内
対象と なる方	地方公共団体のほか、林業や建築業といった取組を行う民間事業者
問い合わせ 先など	農林水産省 林野庁 林野庁 木材産業課 TEL：03-6744-2290

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

山を守るための林業を活性化させたい

No.37	農林水産省	補助金等	(開始年度) 平成27年度
-------	-------	------	---------------

支援の名称	新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち 都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及
制度の 趣旨・背景	木材利用を拡大することによって森林の適正な整備や森林の国土保全機能の維持・発揮を図ることを目的に、木材利用が低位な都市部の建築物等における木質化を推進するための製品・技術の開発・普及等を推進します。
制度の 内容	■事業の内容 ①CLT（直交集成板）強度データの収集、CLT 施工マニュアル等の整備、中高層建築物等の木造化に向けた木質耐火部材等の開発を行います。 ②CLT の多様な活用事例を全国各地で展開し、施工方法の確立及びコストダウンを図るため、平成 28 年 3 月及び 4 月の CLT に関する建築基準法に基づく告示の施行を受けて、CLT を活用した先駆的な建築物の建設等を支援します。 ■補助率 定額又は3／10以内
対象と なる方	民間団体等
問い合わせ 先など	農林水産省 林野庁 木材産業課 TEL：03-6744-2294

＜参考＞都道府県における代表的な民間支援施策

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.1	徳島県	補助金
------	-----	-----

支援の名称	地域連携・企業防災推進モデル事業補助金
制度の 趣旨・背景	地域にとって企業は大きな防災資源であり、一方、企業の側でも地域の継続がなければ業務継続はむずかしいことから、日頃から自主防災組織等の住民と連携して「地域防災力の向上」に貢献することが重要であり、地域住民と企業の連携による積極的な地域防災活動を支援します。
制度の 内容	○概要 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備え、地域防災力の向上を図るため、地域住民と企業が連携して取り組む防災活動に要する経費に対し、予算の範囲内で市町村に補助金を交付する。 ○予算額 200万円 ○補助額 H26年度 上限50万円、H27年度 上限30万円 ○実績 H26年度 4市 H27年度 7市町村 ○補助対象経費 講師謝金、費用弁償、資料等作成費、消耗品費、燃料費、印刷費、原材料費、通信運搬費、保険料、会場・資機材借上料、委託料、物品購入費その他特に必要と認められる経費 ＊事業実施者の経常経費、利益となる経費は除く
対象と なる方	市町村
問い合わせ 先など	○所管 徳島県 危機管理部 防災人材育成センター TEL：088-683-2100 E-mail：bousaijinzaiikusei@pref.tokushima.lg.jp

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の防災力向上に役立ちたい

No.2	徳島県	その他
------	-----	-----

支援の名称	4 県連携自主防災組織交流大会の開催
制度の 趣旨・背景	南海トラフ巨大地震発生時の甚大な被害が想定される三重県、和歌山県、高知県、徳島県の4県が連携し、自主防災組織の先進的な事例を学び、意見交換を行い、交流することにより、共通課題となっている自主防災組織の活動の活性化を推進します。
制度の 内容	○主催者 三重県、和歌山県、高知県、徳島県 ※4県持ち回り開催（H27 徳島県、H26 和歌山県、H25 高知県、H24 三重県） ○概要（H27 徳島県） ・各県1団体ずつ事例発表 ・パネルディスカッション ○事業の効果 各県の自主防災組織が先進的な事例を学んで、自らの取り組みに活かすことにより、さらなる地域防災力の強化につなげられる。
対象と なる方	自主防災組織関係者及び一般
問い合わせ 先など	○所管 徳島県 危機管理部 防災人材育成センター TEL：088-683-2100 E-mail：bousaijinzaikusei@pref.tokushima.lg.jp

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

空き家を活用してまちづくりに貢献したい

No.3

福島県

補助金

支援の名称	福島県空き家・ふるさと復興支援事業
制度の趣旨・背景	移住・定住促進（定住人口の確保）、被災者・避難者の住宅再建、空き家対策の促進を目的とします。
制度の内容	○事業概要 県外からの移住者や被災者・避難者が自ら居住するために行う空き家のリフォーム等に補助金を交付します。 ○対象 ①県外から福島県に移住される方 ②東日本大震災で被災された方（半壊以上）、原発事故で避難指示を受けた方 ○助成内容 ①ハウスクリーニング等（改修前の清掃等）40万円 ②リフォーム:工事費の1/2（最大150万円）合計 最大190万円
対象となる方	○補助対象者 下記（１）または（２）の方で、平成26年4月1日以降に福島県内の空き家を購入または賃貸借契約された方。 （１）東日本大震災（原子力災害を含む）で被災・避難された方 ・地震・津波により半壊以上の被害を受け、自ら居住する住宅を失った方 ・原子力災害が発生した際に警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域）に居住されていた方及び特定避難勧奨地点に居住されていた方で、元の住居以外で住宅を再建等される方 （２）県外から福島県に移住され、かつ、住民票を異動される方
問い合わせ先など	○所管 福島県 土木部 建築指導課 TEL：024-521-7528 E-mail：kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp ○関連 URL ・福島県空き家・ふるさと復興支援事業 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/akiyafurusato.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

要配慮者施設の安全性を高めたい

No.4

徳島県

補助金

支援の名称	高齢者福祉施設等防災減災促進事業
制度の趣旨・背景	今後被災するおそれのある施設や過去に大きな被害を受けた施設が、防災拠点や多世代交流・多機能型サービスの拠点としての機能を付加した上で移転を行う場合に、施設整備に要する経費の一部を補助します。 市町村が地域振興の観点から施設に対して補助決定を行った場合に限り、県は市町村からの申請を受けて市町村に対し補助を行います。
制度の内容	○対象経費・補助率 施設の建設費に対し1床あたり3,000千円（県1/2、市町村1/2）。 ○条件 ①被災する蓋然性の高い客観的な根拠のある地域に所在する施設であること。 ・津波災害警戒区域のうち浸水30cm以上の区域 ・土砂災害警戒区域 ・特定活断層調査区域 ・被災実績がある施設 ②国庫補助制度の適用がないこと。 ○事業効果 県と市町村が連携し、「防災拠点」と「多世代交流・多機能型サービス提供拠点」を確保することにより、地域の実情に応じた「地方創生拠点」を創出します。
対象となる方	○対象施設 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、医療施設（病院、有床診療所）。
問い合わせ先など	○所管 徳島県 保健福祉部 長寿いきがい課 TEL：088-621-2168 E-mail：choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.5	神奈川県	情報提供
------	------	------

支援の名称	かながわソーラーバンクシステム
制度の 趣旨・背景	神奈川県では、太陽光発電設備を県民や県内事業者の方々にリーズナブルな価格で安心して設置していただくために、「かながわソーラーバンクシステム」（以下「ソーラーバンクシステム」といいます。）を運用しています。
制度の 内容	○概要 太陽光発電設備を県民や県内事業者の方々にリーズナブルな価格で安心して設置していただく「かながわソーラーバンクシステム」を運用します。 ・かながわソーラーバンクシステム登録プラン見積申込みの受付 かながわソーラーバンクシステムで登録されたプランについて、見積申込みを受け付け、事業者に送付します。 ・事業者が無料で見積書を作成し、申込者に提示 ・太陽光発電設備の設置に関する一般的相談等 県民や県内事業者からの太陽光発電設備の設置に関する一般的・個別的相談を受け付けます。 ・太陽光発電設備の設置支援 かながわソーラーバンクシステムで登録されたプランの紹介のほか、専門相談員が出張相談などを実施し、太陽光発電設備の設置を積極的に支援します。
対象と なる方	太陽光パネルメーカー、販売店、施工業者
問い合わせ 先など	○所管 神奈川県 産業労働局 産業部 エネルギー課 太陽光発電グループ TEL：045-210-4090 ○関連 URL ・かながわソーラーバンクシステム http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360844/

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

再生可能エネルギー発電で自立電力を確保したい

No.6

奈良県

技能提供・人材派遣

支援の名称	再生可能エネルギー導入アドバイザー派遣事業
制度の 趣旨・背景	再生可能エネルギー（再エネ）の県内の多くの地域への導入を促進する一助として、県が再エネに精通した専門家をアドバイザーとして登録しています。 地域で取り組む際に再エネに関する理解促進と専門的な相談や情報提供等のサポートを行うため、要請に応じて派遣します。
制度の 内容	○アドバイザーの業務 アドバイザーは、次のいずれかに該当する活動のために派遣するものとします。 ①再エネ啓発等の講演会、イベントまたは研修会等における講演・講義 ②地域において再エネの導入を検討する事業における指導・助言
対象と なる方	○派遣対象者 奈良県内の以下の団体を対象といたします。 ①市町村 ②県内に事業所を置く法人 ③各種団体 ④地域の任意団体（自治会、水利組合等） ⑤①～④のいずれかで構成する協議会・実行委員会等
問い合わせ 先など	○所管 奈良県 地域振興部 エネルギー政策課 TEL：0742-27-8016 E-mail：energy@office.pref.nara.lg.jp ○関連 URL ・再生可能エネルギー導入アドバイザー派遣事業 http://www.pref.nara.jp/39522.htm

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地元経済を担う中小企業の事業活動の促進と安定を図りたい

No.7	青森県	補助金
------	-----	-----

支援の名称	創業・成長産業推進金融対策事業
制度の 趣旨・背景	県経済の活性化が期待される分野の取組の加速化に向け、県特別保証融資制度「未来を変える挑戦資金」のうち、創業や成長産業分野等（再生可能エネルギー発電設備導入を含みます。）に係る取組に対して、信用保証料の30％を県が補助します。
制度の 内容	○事業概要 県内中小企業を取り巻く環境が依然として厳しい中で、現状を打破し「未来を変える」ために、県経済の活性化が期待される分野の取組の加速化に向け、県特別保証融資制度のうち、創業や成長産業分野等に係る取組に対して、信用保証料の30％を県が補助します。 ○条件 融資限度額：1億円（創業者の場合は所要額の8割以内） 融資期間：運転10年以内（うち据置期間2年以内） 設備15年以内（うち据置期間3年以内） 融資利率：年1.0％ （若者・女性・U I Jターンによる創業の場合には0.8％） （雇用創出要件を満たす場合には0.8％又は0.6％） 信用保証料：所定の保証料率（0.45～1.90％）に対する30％を県が補助
対象と なる方	○補助対象 ①創業 ②県の推進する戦略等に基づく重点推進分野 ③省エネ設備導入 ④法令認定・補助採択事業 ⑤新分野進出、⑥新商品・新技術等の開発・事業化 ⑦再生可能エネルギー発電設備導入
問い合わせ 先など	○所管 青森県 商工労働部 商工政策課 TEL：017-734-9368（直通） ○関連 URL ・「創業・成長産業推進金融対策事業」のご案内 http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/files/280401_hosho_uryohojo_chirashi.pdf

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地元金融機関として地域の事業継続性を高めたい

No.8	京都府	情報提供
------	-----	------

支援の名称	連携型BCPに向けた京都府と地元4金融機関との意見交換会の開催
制度の 趣旨・背景	京都府と京都銀行との包括協定を受け、京都府信用金庫協会の会員3信用金庫を加えた4金融機関で意見交換会を開催し、平成28年3月29日に府と4金融機関で相互支援協定を締結しています。地元金融機関による連携型BCPについて府としても協力、支援を行います。
制度の 内容	○検討内容 ・連携型BCPの組織体制 ・災害時の情報集約（被害状況（店舗、ATM）の取りまとめ） ・災害時の金融機関の共同運用（仮店舗の共同出店、メール便の共同運行）等 ○開催 年5～6回
対象と なる方	○構成員 ・座長：名古屋工業大学大学院工学研究科教授 渡辺 研司 教授 （株）京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、 京都府府民生活部防災消防企画課
問い合わせ 先など	○所管 京都府 府民生活部 防災消防企画課 TEL：075-414-4475 E-mail：bosaishobo@pref.kyoto.lg.jp ○関連 URL ・連携型BCPに向けた地元金融機関の意見交換会について http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/270721besshi6.pdf

データセンターやコールセンターを分散・増設したい

No.9	北海道	補助金
支援の名称	企業立地促進費補助金	
制度の趣旨・背景	北海道内でのデータセンターやコールセンターの新增設に対する補助を行います。	
制度の内容	○助成内容 (1) 道内全域（札幌市を除く）を対象とするもの データセンター事業の助成額は以下になります。 ・一般型（対象要件：投資額 10 億円以上、雇用増 5 人以上） 新設の場合は投資額×10%（限度額 3 億円） 増設の場合は投資額×5%（限度額 1 億 5 千万円） ・環境配慮型（対象要件：投資額 20 億円以上、雇用増 5 人以上） 新設の場合は投資額×10%（限度額 5 億円） 増設の場合は投資額×5%（限度額 2 億 5 千万円） (2) 特別対策地域および企業立地促進法適用地域（対象要件：投資額 2 千 5 百万円以上、雇用増 5 人以上） データセンター事業・コールセンター事業の助成額は以下になります。 ・投資額×4%（限度額 1 億円） ・1 人当り 50 万円（6 人目から支給、限度額 5 千万円） ・企業立地促進法適用地域特例（新設のみ） 投資額×8%（限度額 1 億円）	
対象となる方	○対象業種 ・データセンター事業 ・コールセンター事業 ○対象地域 ①特別対策地域 特別対策地域とは、農村地域工業等導入促進法などの地域関係開発法の適用地域です。 ②企業立地促進法適用地域（札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限る） 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）（以下「企業立地促進法」という）に基づき国の同意を得た基本計画に定められた集積区域であって、上記「特別対策地域」と重複していない地域をいいます。特認事業者とは、企業立地促進法第 14 条第 3 項又は第 16 条第 3 項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。	
問い合わせ先など	○所管 北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 TEL：011-204-5328 E-mail：keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp ○関連 URL ・北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成制度の概要 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.htm	

地域の情報通信ネットワークづくりに貢献したい

No.10

北海道

補助金

支援の名称	地域づくり総合交付金 (地域情報化推進事業)												
制度の 趣旨・背景	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業へ支援するものです。												
制度の 内容	○事業内容 市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む、事業の趣旨に合致した取組に対して交付金を交付します。(この事業については、ソフト事業のみ対象) ○交付限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業主体</th><th>上限額</th><th>下限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単一市町村</td><td>500 万円</td><td rowspan="2">50 万円</td></tr> <tr> <td>一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等</td><td>1,000 万円</td></tr> <tr> <td>総合振興局長・振興局長が適当と認める者</td><td>300 万円</td><td>10 万円</td></tr> </tbody> </table> ※本道では、14の総合振興局・振興局を置き、地域の総合出先機関としてこの交付金の事業採択や交付決定を行っています。		事業主体	上限額	下限額	単一市町村	500 万円	50 万円	一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000 万円	総合振興局長・振興局長が適当と認める者	300 万円	10 万円
事業主体	上限額	下限額											
単一市町村	500 万円	50 万円											
一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000 万円												
総合振興局長・振興局長が適当と認める者	300 万円	10 万円											
対象と なる方	○交付対象者 市町村、一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等 総合振興局・振興局長が適当と認める者 ○交付対象事業 地域情報化推進事業												
問い合わせ 先など	○所管 北海道 総合政策部 地域創生局 地域政策課 TEL：011-204-5149（直通） ○関連 URL ・地域づくり総合交付金 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/sogokouhukin.htm												

本社等の重要拠点を移転・分散させたい

No.11

山梨県

融資・税制融通

支援の名称

本社機能移転等の推進

制度の
趣旨・背景

国では東京圏から新たな人の流れを生み出し、地方での雇用機会創出のため、地域再生法を改正し、本社機能の移転等を行う企業に対する国税の優遇措置等を実施。本県でも、これに歩調を合わせ、全国トップレベルの地方税の軽減措置を創設し、産業集積支援助成金と合わせ、本社機能の移転に積極的に取り組んでいる。

制度の
内容

- 優遇措置を受ける条件等
- ・県の地域再生計画に基づき、事業者が「整備計画」を作成し、県の承認を受けること。
- 【承認を受ける条件】：本社機能（本社オフィス、研究所、研修所等）の整備を伴う
移転・拡充により増加する従業員数が10人以上（中小企業は5人以上）
移転型の場合は増加従業員の過半数が東京からの移転であること など
- 優遇措置の内容
- 1 国税（法人税） ※全国一律
- | | 移転型（東京23区からの移転） | 拡充型（他地域からの移転又は県内企業の拡充） |
|-----------|---|--|
| 1) オフィス減税 | ・対象：投資額 2,000 万円（中小企業 1,000 万円）以上
・内容：建物、付属設備等の取得価額に対し、特別償却 25%又は税額控除 7% | ・対象：同左
・内容：建物、付属設備等の取得価額に対し、特別償却 15%又は税額控除 4% |
| 2) 雇用促進税制 | ・対象：地方拠点の当期増加雇用者 1 人あたり
・税額控除：企業全体の従業員増加率 ≥ 10% 50 万円／人、 < 10% 20 万円／人
※移転型の場合は更に 30 万円／人を追加（その追加分は 3 年間継続） | |
- 2 地方税（県税） ※本県独自の税率 全国トップレベル
- | | 移転型（東京23区からの移転） | 拡充型（他地域からの移転又は県内企業の拡充） |
|---------------------|---------------------|------------------------|
| ・不動産取得税（本来税率の 1/20） | ・不動産取得税（本来税率の 1/20） | ・不動産取得税（本来税率の 1/20） |
| ・事業税（本来税率の 1/20） | ・事業税（本来税率の 1/20） | ・事業税（本来税率の 1/20） |
| ・固定資産税（本来税率の 1/20） | ・固定資産税（本来税率の 1/20） | ・固定資産税（本来税率の 1/20） |
- 3 産業集積助成金 ※本県独自の制度（県外からの本社機能の移転に限る）
- ・新たに土地取得した場合（建物投資額×10%） + （設備投資額×10%）
 - ・空きオフィス等を取得した場合（建物投資額×5%） + （設備投資額×10%）
 - ・賃借の場合 建物等の賃借料×1/2（年上限 1,000 万円×3 年まで）を助成
- 主な実績
- H27.11.27「山梨県地方活力向上地域特定業務施設整備推進計画」（地域再生計画）が国に認定される
H28.2 議会 地方税の不均一課税に必要な条例制定
認定案件 2 件（拡充型）（H28.3.31 現在）

対象と
なる方

地域再生計画記載の地域へ本社機能に移転あるいは県内で拡充する企業
※移転型、拡充型それぞれに対象区域がありますので詳細は下記にお問い合わせください。

問い合わせ
先など

- 所管
山梨県 産業労働部 企業立地・支援課
TEL：055-223-1472
E-mail：sangyo-rt@pref.yamanashi.lg.jp
- 関連 URL・関連資料
- ・本社機能の移転・拡充をお考えの事業者の皆様へ
<https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-rt/tikisaiseikeikaku.html>
 - ・本社機能の移転等に対する優遇措置を受けるまでの流れ
<https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-rt/documents/image.pdf>
 - ・山梨県地域再生計画（概要版）
<https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-rt/documents/saiseikei-gaiyou.pdf>

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地元で貢献できる建設業を続けていきたい

No.12	三重県	融資・税制融通
-------	-----	---------

支援の名称	建設業人材定着事業
制度の 趣旨・背景	建設業従事者の離職率が高いことから、建設業への新規入職を促進し、技術の習得による建設業への定着を促す必要があります。一方、建設企業はこれまでの厳しい経営環境におかれてきたことから疲弊しており、建設業従事者の計画的な確保・育成が困難な状況になっています。本事業では建設業従事者が計画的に必要な研修を受講し、技術・知識を習得できるよう必要な費用を支援します。
制度の 内容	○助成内容 県と三重県建設業協会とが業務委託契約を締結し、協会が窓口となり、建設企業の従業員が研修を受講するのに必要な経費（研修費、交通費など）を支援します。 受講可能な研修は建設業に特化した研修のみとします。具体的には、工事現場を管理するのに必要な資格を取得するための研修（一級土木施工管理技士受験講座など）や工事現場でバックホウなど重機を操作するのに必要な資格を取得するための研修（車両系建設機械（整地・運搬等）運転技能講習など）の研修費などを支援します。
対象と なる方	○対象 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条1項の許可を受けており、建設業許可における主たる営業所の所在地が三重県内の建設企業の従業員
問い合わせ 先など	○所管 三重県 県土整備部 公共事業運営課 TEL：059-224-2915 E-mail：jigyosp@pref.mie.jp

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地元で貢献できる建設業を続けていきたい

No.13

徳島県

格付け・表彰

支援の名称	徳島県建設業 BCP 認定制度
制度の 趣旨・背景	「南海トラフ巨大地震」の発生が切迫する本県では、大規模災害発生時に建設企業の活躍が大いに期待されるところであり、個々の建設企業が自社の事業の継続や早期回復を目指すだけでなく、被災後の道路啓開作業をはじめとする復旧活動を迅速に行うためには、あらかじめ BCP を策定し、体制を整えておくことが重要となります。
制度の 内容	○支援策の内容 - 建設業に特化した本県独自の「BCP 作成ガイド」の策定 「徳島県建設業 BCP の作成ガイド（27 年度版）」 - 建設業 BCP 策定のための研修会の開催 - 建設業 BCP 認定制度に関する「相談窓口」の設置 ○実績 - 認定企業 107 社（平成 26 年度末） ○その他 - 土木一式工事の格付けが「特A級」及び「A級」の県内企業のみが参加する総合評価落札方式の入札で、認定企業を評価
対象と なる方	○対象 県内に本社を有する土木一式工事の格付けが「特A級」及び「A級」の建設企業 ※「四国建設業 BCP 等審査会」の認定企業については、その有効期間内において、本県建設業 BCP の認定企業とみなします。（経常 JV として認定を受けている企業を除きます。）
問い合わせ 先など	○所管 徳島県 県土整備部 建設管理課 建設業振興指導室 TEL：088-621-2523 ○関連 URL 平成 27 年度 徳島県建設業 BCP 認定申請の受付について： http://www.pref.tokushima.jp/docs/2012082300068/

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地元に貢献できる建設業を続けていきたい

No.14

愛媛県

格付け・表彰

支援の名称	愛媛県建設業 BCP 等審査
制度の 趣旨・背景	建設関連企業の事業継続計画等について審査し、適合した建設関連企業に対する認定証の発行及びその建設関連企業を公表することにより、建設関連企業における事業継続計画の策定を促進し、地域防災力の向上を目的とします。
制度の 内容	○認定証の発行 審査部会での審査に適合した申込案件について、審査会にその内容等を諮り、審議の結果により認定証を発行します。 ○認定証の有効期限 新規は認定証の交付日（審査会開催日と一致）から2年後の月末日、継続更新は新認定証の交付日（旧認定証の有効期限と一致）から3年後の月末日とします。 ○認定によるメリット 建設業 BCP の認定業者は、災害時における施工能力の高さが現れたものであることから、設計金額 3,000 万円以上の土木一式工事の総合評価落札方式において加点評価します。 ○実績 平成 28 年 3 月 31 日現在、約 58%の認定率となっています。
対象と なる方	○対象 愛媛県における平成 27・28 年度一般競争参加資格の内、「一般土木工事」の「A 等級」及び「B 等級」に認定されている愛媛県内に本店、支店又は営業所を有する建設会社 ※愛媛県内に本店を有しない建設会社の県内従業者数は 80 人以上とします。 ※「四国建設業 BCP 等審査会（事務局：四国地方整備局）」で既に認定証の交付を受けている建設会社については、認定の有効期間内に限り、本審査要領による「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として認定されているものとします。
問い合わせ 先など	○所管 愛媛県 土木部 技術企画室 企画調整係 TEL：089-912-2646 ○関連 URL - えひめ建設業 BCP 等に関する各種お知らせ http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/bcp_index.html - 愛媛県建設業 BCP 等審査要綱 http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/documents/youkou_h27.pdf

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域全体の民間事業者で協力し、事業継続力を高めたい

No.15

京都府

情報提供

支援の名称	京都 BCP の推進、京都 BCP 行動指針の策定
制度の 趣旨・背景	京都 BCP は、「京都」全体に BCP の考え方を適用し、大規模広域災害等の危機事象時において、京都の活力を維持・向上させるため、地域全体で連携する新たな防災の取組です。京都 BCP を具体化するため、京都 BCP 検討会議を設置し、復旧・復興の最もベースとなる雇用と経済活動を対象とした「京都 BCP 行動指針」を策定し、平成 26 年府防災会議で決定しました。 【京都 BCP 行動指針】 ・行動指針は、各企業等や行政が取り組むことが望ましい行動のガイドライン。 ・「平常時」「緊急対応時」「復旧・復興期」のフェーズごとに、リスクの認識、BCP の充実、経営資源（ひと・もの・かね・情報）や地域連携の要点について整理
制度の 内容	○内容 ・平成 26 年度から「京都 BCP 検討会議」から「京都 BCP 推進会議」体制に移行。京都 BCP 行動指針を踏まえ、経済界等の意向を確認しながら、企業への普及啓発や策定を支援・促進していきます。 ・座長：名古屋工業大学大学院工学研究科教授 渡辺 研司 教授 ・当面の取組 〈連携型 BCP の取組推進〉 - 災害時の情報共有体制の確立、特定の工業団地での取組支援、地元金融機関意見交換会やライフライン勉強会の実施、京都 BCP 図上訓練の実施 〈個別 BCP 策定支援〉 - BCP 策定企業の実態調査、セミナー・意見交換会の実施等 〈共通事項〉 広報・啓発事業の実施（経済界のメルマガ活用等）
対象と なる方	○対象者 地方自治体、民間事業者
問い合わせ 先など	○所管 京都府 府民生活部 防災消防企画課 TEL：075-414-4475 E-mail：bosaishobo@pref.kyoto.lg.jp ○関連 URL ・京都 BCP（企業のための防災のページ） http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/kyotobcp20130312.html ・京都 BCP 行動指針 http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/bcpshishinn.pdf

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の物流を守り続けられる拠点を設けたい

No.16	北海道	補助金
-------	-----	-----

支援の名称	企業立地促進費補助金【再掲】
制度の 趣旨・背景	北海道内での高度物流施設の新増設に対する補助を行います。
制度の 内容	○助成内容 対象要件、助成額は以下になります。 - 対象要件 投資額20億円以上、雇用増20人以上 - 助成額 新設の場合は投資額×10%（限度額10億円） 増設の場合は投資額×5%（限度額3億円）
対象と なる方	○対象業種 - 高度物流関連事業 次の各号に掲げる要件を満たす施設において行う事業をいいます。 - ア 収容能力が5,000 m³以上有するもの。ただし、食品にあっては温度管理のため必要な冷蔵倉庫（3,000 m³以上の収容能力）を有するもの。 - イ 自動仕分装置、自動搬送装置、垂直型連続運搬装置、自動化保管装置、電動式密集棚装置、貨物保管場所管理システム等など自動又は遠隔制御を行ういずれかの設備を有するもの。 - ウ 取引先と商取引に関するデータを電子的に交換するデータ交換システム等の設備を有するもの。 - エ 流通加工の用に供する設備を有するもの。 - オ 太陽光、風力等の再生可能エネルギーによる発電システム若しくは、外気、雪氷、地中熱等の自然エネルギーによる冷暖房システム等を有するもの ○対象地域 - 道内全域（札幌市を除く）
問い合わせ 先など	○所管 北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 TEL：011-204-5328 E-mail：keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp ○関連 URL 北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成制度の概要 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.htm

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域で自立した食料供給に貢献したい

No.17

京都府

補助金

支援の名称	直売所（京野菜ランド）強化・支援事業
制度の 趣旨・背景	直売所（京野菜ランド）等を支援することにより、地元農産物の普及だけでなく、広域災害時における流通の混乱等に強い、地元独立型食糧供給拠点の整備を図ります。
制度の 内容	○事業実施主体 府内の農林水産物直売所を運営する、農林漁業者が組織する団体 ○内容 (1)施設整備総合事業 農作業体験・調理体験プログラム開発、イートインコーナーの整備、POS システム導入、販促イベント等に要する経費（補助率 1 / 2、補助上限額 2,000 千円） (2)食農体験強化事業 農業体験施設整備、食育体験施設整備に要する経費（補助率 1 / 2、補助上限額 1,000 千円） (3)安心・安全強化事業 農林水産物等の安心・安全に係る自主検査経費、衛生管理体制整備経費（補助率 2 / 3、補助上限額 100 千円）
対象と なる方	○対象 京野菜ランドへの登録を目指す直売所等 (1)施設整備総合事業 ・採択要件 ①「学ぶ」、②「食べる」、③「買う」の取組のうち 2 つ以上を継続的に実施すること、府内の農林水産業従事者により直接納入される府内産農林水産物販売額又は取扱点数が総販売額又は総取扱点数の概ね 8 割以上を占めること など (2)食農体験強化事業 ・採択要件 京野菜ランドの登録施設又は京野菜ランドに登録予定の農林水産物直売所であり、かつ、本事業にて整備した施設などを活用し、広く府民を対象とした食農体験を行うこと (3)安心・安全強化事業 ・採択要件 出荷者の 8 割以上が府内農林漁業者で構成されている有人販売の府内直売所であること
問い合わせ 先など	○所管 京都府 農林水産部 食の安心・安全推進課 TEL：075-414-5656 ○関連 URL ・京野菜ランドで「学ぶ・食べる・買う」で京都府産農林水産物の魅力を体感！ http://www.pref.kyoto.jp/tisantisho/20151105.html

災害後も、農業を早期に再開するための準備を進めたい

No.18

徳島県

情報提供

支援の名称	徳島県農業版業務継続計画（農業版 BCP）の公表
制度の 趣旨・背景	近い将来に発生が想定されている「南海トラフ巨大地震」の大津波災害に備え、県が中心となって関係団体との連携を図りながら、被害が想定される農地等の速やかな復旧と、その後に円滑な営農再開がなされるよう、農業分野での体制整備・対策を構築するため、「徳島県農業版業務継続計画（農業版 BCP）」を平成 25 年 6 月 7 日に策定しました。
制度の 内容	○農業版 BCP の構成 - 徳島県農業版業務継続計画（農業版 BCP）本体 南海トラフ地震等による大津波災害に見舞われた場合「農地や農業用施設の早期復旧」や、「復旧後の農作物の作付け開始から出荷」にあたっての課題と対策について、県、市町村、農業関係団体、農業者の取り組むべき内容を提示 - 別冊「土地改良区 BCP 策定マニュアル」 農業用施設の管理者である土地改良区に対し土地改良区 BCP のひな形を提示 - 別冊「津波・塩害からの営農再開マニュアル」 農業者、農業関係団体が営農再開にあたって参考となる作業手順や試験研究結果などを提示
対象と なる方	津波浸水エリア内の農業関係者及び農業関係団体、地方公共団体等
問い合わせ 先など	○所管 徳島県 農林水産基盤整備局 農山漁村振興課 TEL：088-621-2435 E-mail：nousangyosonshinkouka@pref.tokushima.lg.jp ○関連 URL - 徳島県農業版 BCP（業務継続計画）の策定について http://www.pref.tokushima.jp/docs/2013061200065/ - 徳島県農業版 BCP（業務継続計画）の改正について http://www.pref.tokushima.jp/docs/2015112500223/

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい

No.19

岐阜県

情報提供

支援の名称

火山防災教育の推進及び登山者の安全確保対策

制度の
趣旨・背景

県民のみなさんが火山への理解を深めるとともに、防災意識を高めていただくため、火山防災対策の啓発用の教材などを初めて作成しました。

制度の
内容

- 火山噴火に備えた実践的な防災教育
 - ・火山の危険性を正しく理解し、備えるための教材（火山を知る本）を作成し、地元市町村の小中学校へ配布
 - ・火山を知る本は小学校1年生から3年生用／小学校4年生から6年生用／中学生用を作成
- 登山者の安全確保対策
 - ・携帯版火山防災マップを作成し、登山者に対し配布
 - ・携帯版火山防災マップには、携帯電話の通話可能ルート、噴火警戒レベル2・3の場合の防災対策、噴火時の現象、焼岳全域図等を記載



対象と
なる方

- 火山を知る本の対象者
岐阜県内の小中学生
- 携帯版火山防災マップの対象者
焼岳の登山者

問い合わせ
先など

- 所管
岐阜県 危機管理部 防災課 山岳遭難・火山対策室
TEL：058-272-1131
E-mail：c11115@pref.gifu.lg.jp
- 関連 URL
 - ・火山を知る本
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/kazan-bousai/11115/kazan-text.html>
 - ・携帯版火山防災マップ
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/kazan-bousai/11115/yakedake-map1.html>

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい

No.20

奈良県

技能提供・人材派遣

支援の名称

土砂災害地域防災マップづくり

制度の
趣旨・背景

奈良県では、地域住民が中心になって「土砂災害地域防災マップ」を作成することで、地域の特性を活かした実践的な警戒避難のしくみ作りを話し合い、より安全な地域づくりを目指します。

「土砂災害地域防災マップづくりガイドライン」を策定し、地域住民のワークショップ等による防災マップづくりを支援します。

制度の
内容

○土砂災害地域防災マップづくりガイドラインの内容

1. 準備します

リーダー・メンバーの決定、必要資料・物品集め、ワークショップの計画

2. マップを作ります

地域での話し合い（ワークショップ）にて、避難先、危険箇所などを調べてマップを作成

3. マップから考えます

地域での話し合い（ワークショップ）にて、マップを見ながら避難方法、災害の察知方法、災害発生時の役割分担を決定

4. マップを使います

マップを使用した避難訓練、訓練結果を反映したマップの改善



対象と
なる方

○対象
市町村、自治会等

問い合わせ
先など

○所管

奈良県 県土マネジメント部 砂防・災害対策課

TEL：砂防災害係 0742-27-7514

TEL：災害防止係 0742-27-8521

E-mail：sabo@office.pref.nara.lg.jp

○関連 URL

・土砂災害地域防災マップづくり ガイドライン・事例集

<http://www3.pref.nara.jp/doshasaigai/sabomapdukuri/>

地域の災害リスクについて、自分たちの理解を深めたい

No.21

島根県

技能提供・人材派遣

支援の名称

津波避難計画（マップ）づくりワークショップの開催

制度の
趣旨・背景

地域住民が、まち歩きによって、身の周りの危険箇所などを発見したり、避難経路を確認し、地域の津波避難計画を策定することで、地域防災の向上を支援します。

制度の
内容

○ワークショップにて「まち歩き」による津波避難計画の点検

実際に選定した避難経路、津波避難場所を中心に現地を歩き、机上で選定・抽出した情報等が安全かどうかの確認を行い、必要に応じて「津波避難計画」を修正します。また「まち歩き」の際には、車イスでの避難路の検証や防災行政無線が聞こえることの確認、5分間で移動可能な距離の体感等も実施します。



対象と
なる方

○対象者：
地域住民（小学生以上の方）

問い合わせ
先など

○所管

島根県 防災部 防災危機管理課

TEL：0852-22-5885

E-mail：bosai-kikikanri@pref.shimane.lg.jp

○関連 URL

・地域における津波避難計画例（美保関町七類地区「津波避難計画づくりワークショップ」）

http://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/bosai_shiryo/tsunami_keikaku.data/shishin_shiryo2.pdf

集落が孤立した時の避難方法を確保したい

No.22

徳島県

その他

支援の名称

孤立可能性集落における里道を使った避難訓練

制度の
趣旨・背景

徳島県西部圏域の集落孤立化対策を「にし阿波」の人と人との絆により、地域ぐるみで取り組むと共に、過疎・高齢化の進行する西部圏域の防災キーパーソンの発掘や圏域内小中高との積極的な連携により未来の防災リーダーの育成に努めます。さらに、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に明記されている中央構造線活断層帯直下型地震についての普及啓発を推進します。

制度の
内容

○取組概要
幹線道路が少ない山間部においては、地震や豪雪等の災害時に道路が不通となり、集落の孤立が懸念されます。そこで、地域に残る里道を利用した避難訓練を実施し、避難方法等を地元自主防災会や関係機関に広く啓発します。

○平時の里道活用
里道は隣近所や畑への往来に用いられ、草刈り等を行うなど集落で維持管理されています。

○周囲の声
里道の維持管理の必要性、里道を利用したお互いの救助について、参加者の意識が向上したものと考えています。

<H25 取組内容と進捗状況>

1. 西部圏域広域防災連絡会議（H23 5 回、H24 7 回、H25 9 回）
県と圏域 4 市町で構成し、南海地震などの大規模災害に備え、西部圏域内の相互連携による防災力の蓄積・強化及び東部・南部圏域への広域的な連携・支援体制の構築を図ることを目的に開催
2. 「にし阿波防災行動計画」の策定（H25 策定）
地震及び土砂災害に対する具体的な防災・減災対策として以下の内容を示した。
 - ①にし阿波圏域の行政機関等が行う防災・減災対策行動計画
 - ②市町・民間で実施している先進事例
 - ③にし阿波の広域的な防災の取組

<課題>

- ・住民の理解と積極的な参画により、行動計画を推進する必要がある。

対象と
なる方

山間部の住民

問い合わせ
先など

○所管
徳島県 西部総合県民局 企画振興部
TEL：0883-53-2390

○関連 URL
・～人と人・助け愛～にし阿波・地域ぐるみ防災推進事業
<http://www.pref.tokushima.jp/seisaku/shinki/result/9/sheet/1172/>

索引

(関係府省庁別)	
内閣府	ページ
都市再生安全確保計画の作成に係る必要な基礎データの収集・分析等の支援	17
データセンター地域分散化促進税制	30
地方拠点強化税制	38
津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	43
防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	44
非常災害時におけるエネルギー物資の海上輸送機能確保	45
総務省	ページ
危険物施設の震災等対策ガイドライン	1
非常災害時における危険物の貯蔵・運搬	2
データセンター地域分散化促進税制	30
災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進	32,34
難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進	36
防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	44
国土交通省	ページ
住宅・建築物の耐震化の促進	3,4
老朽化マンションの建替え等の促進	6
密集市街地の改善に向けた対策の推進	7
主要駅周辺等における帰宅困難者対策	9
地下街の防災対策の推進	10
防災性に優れた業務継続地区の構築	11
サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援	13
帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進	15
避難スペースの面積が一定以上の公共建築物等の改修に対する支援	19
港湾における津波避難対策の実施	42
津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	43
防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	44
非常災害時におけるエネルギー物資の海上輸送機能確保	45
鉄道施設の耐震対策	46
鉄道の老朽化対策	47
地下駅を有する鉄道の浸水対策	48
経済産業省	ページ
災害時に地域の石油製品供給を維持するため、災害対応型SSを整備	21
石油製品流通網維持強化事業	23
災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進	25
地方拠点強化税制	38
防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	44
農林水産省	ページ
新たな木材需要創出総合プロジェクト事業のうち地域材利用促進のうち木質バイオマスの利用拡大	27
農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業	28
農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	29
食品サプライチェーン強靱化総合対策事業	49
官民連携新技術研究開発事業	50
多面的機能支払交付金	52
土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化	54
「次世代林業基盤づくり交付金」のうち森林・林業再生基盤づくり交付金(木材加工流通施設整備)	55
新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及	56
厚生労働省	ページ
地方拠点強化税制	38

（支援方法別）	
補助金等	ページ
住宅・建築物の耐震化の促進	3,4
老朽化マンションの建替え等の促進	6
密集市街地の改善に向けた対策の推進	7
主要駅周辺等における帰宅困難者対策	9
地下街の防災対策の推進	10
防災性に優れた業務継続地区の構築	11
サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援	13
帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進	15
都市再生安全確保計画の作成に係る必要な基礎データの収集・分析等の支援	17
避難スペースの面積が一定以上の公共建築物等の改修に対する支援	19
災害時に地域の石油製品供給を維持するため、災害対応型SSを整備	21
石油製品流通網維持強化事業	23
災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進	25
新たな木材需要創出総合プロジェクト事業のうち地域材利用促進のうち木質バイオマスの利用拡大	27
農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業	28
農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	29
災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進	32
難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進	36
港湾における津波避難対策の実施	42
鉄道施設の耐震対策	46
鉄道の老朽化対策	47
地下駅を有する鉄道の浸水対策	48
食品サプライチェーン強靱化総合対策事業	49
官民連携新技術研究開発事業	50
多面的機能支払交付金	52
「次世代林業基盤づくり交付金」のうち森林・林業再生基盤づくり交付金（木材加工流通施設整備）	55
新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及	56
税制優遇	ページ
密集市街地の改善に向けた対策の推進	7
データセンター地域分散化促進税制	30
災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進	34
地方拠点強化税制	38
津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	43
防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	44
非常災害時におけるエネルギー物資の海上輸送機能確保	45
鉄道施設の耐震対策	46
情報提供	ページ
危険物施設の震災等対策ガイドライン	1
非常災害時における危険物の貯蔵・運搬	2
食品サプライチェーン強靱化総合対策事業	49
土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化	54

(対象者別)	
耐震診断の義務付け対象となる建築物の所有者	ページ
住宅・建築物の耐震化の促進	3,4
マンションを建替え、売却希望の事業者	ページ
老朽化マンションの建替え等の促進	6
個人施行者、防災街区整備事業組合、事業会社、地方公共団体、都市再生機構等	ページ
密集市街地の改善に向けた対策の推進	7
地方公共団体、鉄道及び地下鉄事業者	ページ
主要駅周辺等における帰宅困難者対策	9
地下街の防災対策の推進	10
都市再生安全確保計画の作成に係る必要な基礎データの収集・分析等の支援	17
鉄道施設の耐震対策	46
鉄道の老朽化対策	47
地下駅を有する鉄道の浸水対策	48
公共的な建築物を所有する事業者、法律に規定する協議会、都市再生機構等	ページ
防災性に優れた業務継続地区の構築	11
帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進	15
避難スペースの面積が一定以上の公共建築物等の改修に対する支援	19
病院、老人ホーム等、避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる施設	ページ
災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進	25
オフィスビルやマンション、学校等、一時的に避難所となり得るような施設等	ページ
災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進	25
住宅やオフィスビル等を建築する事業者	ページ
サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援	13
データセンターを持つ事業者	ページ
データセンター地域分散化促進税制	30
第三セクター法人、地上基幹放送事業者等及び一般社団法人等	ページ
災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進	32,34
難聴対策としてのラジオ中継局の整備を推進	36
事務所・研究所・研修所等を保有する事業者	ページ
地方拠点強化税制	38
港湾関係者、コンビナート事業者	ページ
港湾における津波避難対策の実施	42
津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	43
非常災害時におけるエネルギー物資の海上輸送機能確保	45
一般電気事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等	ページ
防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	44
石油小売業者、石油卸売業者、石油精製事業者、揮発油販売事業者等	ページ
災害時に地域の石油製品供給を維持するため、災害対応型SSを整備	21
石油製品流通網維持強化事業	23
危険物取扱い関連	ページ
危険物施設の震災等対策ガイドライン	1
非常災害時における危険物の貯蔵・運搬	2

(対象者別)	
電力会社、研究機関など	ページ
新たな木材需要創出総合プロジェクト事業のうち地域材利用促進のうち木質バイオマスの利用拡大	27
農・漁業者、土地改良区、食料品事業者等及びこれらを含む協議会	ページ
農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業	28
農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	29
食品サプライチェーン強靱化総合対策事業	49
官民連携新技術研究開発事業	50
多面的機能支払交付金	52
土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化	54
林業や建築業	ページ
「次世代林業基盤づくり交付金」のうち森林・林業再生基盤づくり交付金(木材加工流通施設整備)	55
新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及	56

国土強靱化に資する民間の取組促進
施策集

平成 28 年 5 月

発 行 内閣官房 国土強靱化推進室
連絡先 〒100-8914
千代田区永田町 1-6-1 合同庁舎 8 号館 4 階
TEL : 03-6257-1775